

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 292

2013 6

CONTENTS

視点・論点	－これからの被災地復興に必要なこと－	1	
I.	民法（債権関係）の改正に関する中間試案の問題点 －建設業の視点から－	2	
II.	高知県における防災・減災に向けた取り組み	12	
III.	2013年3月期主要建設会社決算分析	21	
IV.	建設関連産業の動向	－左官工事業－	32



一般財団法人 **建設経済研究所**

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル8F

Tel: 03-3433-5011 Fax: 03-3433-5239

URL: [http:// www.rice.or.jp](http://www.rice.or.jp)

これからの被災地復興に必要なこと

研究理事 小林 浩史

この4月から当研究所に勤務することになりました小林です。

研究所に来る前の直前の2年間は、農林水産省の防災課で災害復旧に取り組んでいました。ちょうど私が勤務していた時期は、東日本大震災の発生から復旧にかけての時期と重なっており、いきおい仕事の大半が津波被災地の復旧・復興となっていました。そこで、今回はその経験に基づいて今後の被災地復興に必要なものはなにか、という点についてお話したいと思います。

東北地方の沿岸地帯を襲った未曾有の大津波の発生から2年を経過し、被災地では復興事業が本格化しており、各地で集団移転事業やインフラの整備が進められています。この間、発災後から現地を何度か訪れたわけですが、そのたびに情景が大きく変わりつつあるのを実感してきました。当初のがれきりで覆われた街並みはいまではすっかりきれいになり、津波の痛ましさを突き付けてくるようなことはなくなりました。また、津波に襲われた農地は除塩や復旧が進み、新しい命がすくすくと育っています。

ただ、集団移転の跡地の利用はほとんど手付かずの状態です。元の場所をかさ上げして街を再建することにしたエリアを除いて、多くの地区では高台移転を選択したわけですが、今のところ移転先の造成や街の機能の再編を検討するのに精いっぱい、防災集団移転事業によって取得した土地をどうしていくか、という点についてはこれからといったところです。

陸前高田市など、中心市街地が壊滅的な被害を受けたところでは、集団移転事業によって居住地と一緒に都市機能も高台にシフトする方向で事業が進められています。また、仙台平野の各集落も二線堤より沿岸側は居住制限がかかるため、集落機能を内陸に移転させることとしています。

これはある意味で津波によってコンパクトシティ化を迫られたものとも考えられます。都市機能の集約に伴う従来居住地の取り扱いについては、わが国でも諸外国でも模索が続いていますが、有効打といったものは見いだせていないように思われます。オープンスペースとして管理したり、駐車場に転用したりといったところでしょうか。津波被災地でも、それぞれの市で跡地利用構想をとりまとめているますが、おしなべて緑地や公園の利用としているところが目立ちます。

被災地の復興を考えるにあたっては、かつてのにぎわいをどうやって取り戻すか、という点が大事だと考えます。集団移転事業は居住制限とセットになって実施されるため、移転跡地の用途は限定されます。街としての機能を再現することは、事業の趣旨に反するかもしれません。しかし、無人の緑地が広漠と広がっているような情景は、にぎわいとは無縁の世界です。

移転跡地をどう再生するか。今後の方向性を打ち出していく際には、そこで暮らしていた被災者の方々が集まり、議論しながらプランを練り上げていくべきです。いまはその余裕がなくとも、移転先が決まり生活が落ち着いて来れば、住み慣れた故郷の土地をどうしようか、と真剣に議論できるようにしたいと思います。

難しいことは承知の上ですが、生まれ育ったその場所・土地が、新しい命を吹き込まれ、しっかりと再生していけるような途を探っていくべきだと考えます。

津波被災地での跡地利用に道を拓くことは、これから全国的に進展するだろう都市の縮退へのテストケースにもなるでしょう。今後の取り組みに注目していきたいと思います。

I. 民法（債権関係）の改正に関する中間試案の問題点

－建設業の視点から－

みずほ総合研究所（株）社会・公共アドバイザー一部上席参与
服部 敏也

法務省法制審議会は、本年2月26日付けで「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という）を決定し、これについて4月16日から6月17日までの期間でパブリックコメントが行われています。本稿では、建設業の視点から、「中間試案」のうち請負契約に関連するものを中心に考察します。

1. 「中間試案」の概要

「中間試案」の民法改正提案のうち、建設工事の請負契約に関連する項目の概要は次のとおりである。本稿の趣旨に沿って、以下のように二分類して紹介する¹。

「中間試案」の概要

契約一般に関する規定	請負契約に関する規定
1 公序良俗規定 暴利行為の条文追加	1 仕事が完成しなかった場合の報酬請求権 報酬請求等が出来る要件を明記
2 意思表示 ①心裡留保 善意の第三者保護規定新設 ②錯誤 要素の錯誤、動機の錯誤を明記 効果を無効から取消に。 善意無過失の第三者保護規定新設 ③詐欺 第三者保護要件を善意無過失に ④不実表示 錯誤の一類型として新設	2 瑕疵担保責任の見直し（債務不履行責任） ①瑕疵の用語は契約不適合（売買と同じ） ②修補請求権の限界 履行請求権の限界事由（一般規定6）があれば修補請求出来ないものとする
3 代理 代理人の権限濫用に心裡留保規定を 類推適用する判例法理を条文化	③契約不適合を理由とする解除 解除の一般原則による（一般規定8） （土地工作物も解除可能とする）
4 債権の消滅時効 甲案（5年一本化）、乙案（10年と3、4又 は5年の併用）などを併記	④注文者の権利の期間制限 甲乙2案を併記 甲案（消滅時効の一般原則適用：4）と、 乙案（一般原則と原則一年以内の通知を 要する）を併記
5 法定利率 変動制（当初3%）	⑤土地工作物に係る請負人の責任期間
6 履行請求権の限界事由 債権（金銭債権除く）について、物理的不	

¹ 「中間試案」の全文は、法務省ホームページ中の法制審議会民法（債権関係）部会のページに掲載中。
なお、「中間試案」では、検討したが民法改正の提案として取り上げられなかった項目については言及されていないが、本稿では論点整理段階で議論のあった項目の帰趨についても触れる。なお、請負で取り上げられなかった項目については、法務省法制審議会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案のたたき台(4)(5)（概要付き）」58頁参照。

<p>可能、履行に要する費用が、債権者が履行により得る利益と比べて著しく過大等の時は、履行請求できないものとする。</p> <p>7 債務不履行による損害賠償 契約の趣旨に照らして債務者に帰責事由のないときは損害賠償責任なし</p> <p>8 債務不履行による契約の解除 催告解除と無催告解除の要件を明記</p> <p>9 債権者代位権(優先弁済効果の否定) 債権者による相殺を禁止 (判例を変更)</p> <p>10 債権譲渡禁止特約の効果 譲渡制限特約違反の債権譲渡も原則有効</p> <p>11 代理受領 弁済の規定として条文化</p> <p>12 契約の基本原則 ①原始的に不能な契約も有効 ②契約当事者の付随義務、保護義務を明記 ③消費者契約等への信義則の適用に情報や交渉力の格差を考慮する規定を新設</p> <p>13 契約交渉段階の義務 ①契約交渉の不当破棄は損害賠償責任 ②契約締結過程の情報提供義務を明記</p> <p>14 約款と不当条項規制 ①約款の組み入れ要件規定を創設 ②不当条項規制の原則規定を創設 (不当条項リスト創設の提案は、なし)</p> <p>15 売買 ①売主の引渡義務、買主の引取義務を明記 ②瑕疵担保責任の見直 (債務不履行責任) 1)瑕疵の用語を契約不適合に変更 2)契約不適合の救済手段は、追完請求 (新設)、損害賠償、解除、代金減額請求 (新設) とする。追完請求の規準を明記。 3)契約不適合に係る買主の権利行使期間は、甲案 (短期制限を廃止)、乙案 (現行どおり 1 年) の 2 案を併記 4)引渡しによる危険の移転を明記</p>	<p>廃止 (上記④に一元化)</p> <p>⑥免責特約の効力 表現の見直し (実質変更無し)</p> <p>3 注文者破産による解除 解除は、仕事完成前に限定</p> <p>【中間試案に取り上げられなかった論点】</p> <p>①請負の意義 (引渡の無い仕事を除く案) ②注文者の義務 (協力義務を明記) ③報酬の支払時期 (受領と同時履行) ④完成した建物の所有権の帰属 ⑤報酬減額請求権の要否 ⑥注文者の任意解除権に対する制約 (請負人が弱い立場の契約等は解除制限) ⑦注文者が任意解除権を行使した場合の損害賠償の範囲 (規定を明文化) ⑧下請負に関する原則 (原則自由を明文化) ⑨下請負人の報酬の直接請求権 (創設) ⑩下請負人の請負の目的物に対する権利 (権利行使は元請契約の範囲内)</p>
--	--

2. 請負の瑕疵担保責任制度の見直しについて

1 で述べたように、「中間試案」では、請負に関する論点は、大幅に整理された。このため、残された課題は、瑕疵担保責任制度の見直しと考えられるので、本稿では瑕疵担保責任を中心に考察する。

「中間試案」の請負の瑕疵担保責任は、「瑕疵」という用語を廃止し、これを「仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない」こと、つまり「契約不適合」と表現している。しかし、用語の変更自体は実務に大きな影響はないと思われる(以下本稿では「瑕疵」という)。

実務に大きな影響を及ぼすのは、瑕疵担保責任(請負人の責任)の内容変更であると思われる。これについて「中間試案」は、以下のように、請負では、注文者は修補請求、損害賠償のほか、土地の工作物(建設工事請負)でも解除ができることなどの提案している。

「中間試案」の請負の瑕疵担保責任に関する提案(要旨)

中間試案(請負)	現行民法(請負)
<p>1 修補請求</p> <p>注文者は、相当の期間を定めて修補請求ができる。ただし、修補請求権について履行請求権の限界事由があるときは、この限りでないものとする。</p> <p>(「中間試案」第40、2(1))</p>	<p>1 修補請求</p> <p>注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない(634条1項)。</p>
<p>2 損害賠償</p> <p>債務不履行の一般原則による。</p> <p>(請負に独自の提案はない)</p>	<p>2 損害賠償</p> <p>注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる(634条2項)。</p>
<p>3 解除</p> <p>土地の工作物でも解除ができる。</p> <p>要件等は、債務不履行の一般原則による。</p> <p>(635条廃止。「中間試案」第40、2(2))</p>	<p>3 解除</p> <p>契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除ができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。(635条)</p>
<p>4 注文者の権利行使期間</p> <p>次の両案を併記している。</p> <p>甲案 消滅時効の一般原則による</p> <p>乙案 原則として、知ったとき(又は引渡)から1年以内に通知が必要。</p> <p>また、638条は廃止(甲又は乙に一元化)</p> <p>(「中間試案」第40、2(3)、(4))</p>	<p>4 注文者の権利行使期間</p> <p>1、2、3の請求・解除は、目的物の引渡から1年以内。(637条1項)</p> <p>なお、土地工作物の請負人は、工作物又は地盤の瑕疵について、引渡後5年間又は10年間の責任を負う(638条1項)</p>
<p>5 報酬減額請求権 (提案なし)</p>	<p>5 報酬減額請求権 (規定なし)</p>

3. 瑕疵の修補請求権のあり方について

(1) 売買と請負における「中間試案」の提案の比較

請負については、現行法でも瑕疵の修補請求が認められているため、「中間試案」では、その限界（現行民法は「瑕疵が重要でなく、修補に過分の費用を要する場合」）の定め方（後述）以外には、問題が無いように思われる。

しかし、「中間試案」では、売買の規定において追完請求権が新たに提案され²、その内容を考察すると請負にもかなり重大な影響が及ぶのではないかと懸念される。両者を簡単に比較すると次のようになる。

瑕疵の修補請求に関する中間試案の提案(売買・請負の比較)

売買における提案(「中間試案」第 35、4)	請負における提案(同第 40、2(1))
(1) 買主は、契約不適合の内容に応じて、売主に対し、目的物の修補、不足分の引渡し又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求できる。ただし、その権利につき履行請求権の限界事由があるときは、この限りでない。	(1) 注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その修補の請求をすることができる。ただし、修補請求権について履行請求権の限界事由があるときは、この限りでない。
(2) 略(損害賠償又は解除は一般原則による：後述)	(2) 略(請負も一般原則：後述)
(3) 売主の提供する履行の追完の方法が買主の請求する方法と異なる場合には、売主の提供する方法が契約の趣旨に適合し、かつ、買主に不相当な負担を課するものでないときに限り、履行の追完は、売主が提供する方法によるものとする。 (民法第 565 条及び第 570 条の見直し)	→ (3)に相当する提案が無いことの意味をどう考えるか？ (売買と同じか、請負は違うか)

(2) 売買の提案の趣旨

この売買に関する提案の趣旨は、法務省によると、(1)は追完請求の内容が複数ある場合は、いずれを選択して請求するかは買主に委ねられることを前提とし、(3)は、(1)の但書き以外に、瑕疵修補請求権独自の障害事由を明文化するものである。買主・売主の追完請求が異なる場合に、買主に選択権があるという原則の制約を定めることになる³。

(3)の規定の必要性について、法務省は次のように述べている⁴。

「追完方法の適否は、売主と買主の利害が最も先鋭的に対立し、深刻な紛争となりやす

² 現行民法では規定が無く、瑕疵担保責任に関する通説(法定責任説)では法解釈上も認められなかった。

³ 法制審議会民法(債権関係)部会資料「民法(債権関係)の改正に関する論点の検討(15)」20頁。

⁴ 法務省民事局参事官室「民法(債権関係)の改正に関する中間試案(概要付き)」139頁

い場面でもあるから、追完方法の選択を巡る紛争の解決を信義則や権利濫用（民法第1条第2項及び第3項）等の一般条項に委ねるのみでは、紛争解決の透明性の観点からは不十分であると考えられる。そこで、追完方法の選択につき、第一次的には買主の選択を認めつつも、一定の場合にはそれを修正することで、事案に適した合理的な解決を可能とする規律を設ける必要がある・・・」

この追完方法の選択は、修理か代替品かという規定であって、もう一段下のレベルの問題（例えば、修理方法の選択）を扱う規定ではないと解されている。一段下のレベルの問題は、法解釈に委ねられることになる。

この売買(1)(3)の提案は、買主有利の規定であろうか？(3)は買主の理不尽な要求にどこまで歯止めとなるだろうか。

買主有利な規定と考えると、産業界からかなり反対が予想される。建設業界も無関係ではない。分譲住宅などの不動産の売買に適用になるため、不動産会社との建設請負契約に基づき、それを作った建設会社にも影響が及ぶと思われる。

なお、売買(1)(2)(3)を通じて、売買の瑕疵担保責任について「隠れた」瑕疵の要件を廃止することが提案されている（なお、請負には現行民法でも「隠れた」要件は無い）。

（3）請負における影響

では、売買(3)の規定が実現した場合、請負にどのような影響が及ぶのであろうか。追完方法の選択（修補か建替か）が「深刻な紛争」となるのは、請負も同じと思われる。

この問題は、民法の請負には明文の規定が定められないとすれば、法解釈に委ねられる。この場合に考えられる結論は、次の二つであろう。

ア：売買の(1)(3)の規定が準用され⁵、請負の追完方法の選択も注文者(消費者)に委ねられる。

理由：目的物の瑕疵に関する瑕疵担保責任は、売買と請負共通の制度設計であるべき。

請負人は瑕疵の無い仕事をする義務に違反したので選択権は与えるべきでない。

注文者は、通常、瑕疵のある仕事をした請負人による建替を希望しない。

イ：請負と売買では契約の性質が異なり、準用されない。逆に請負人に選択権がある。

理由：売主と異なり、請負人には修補する能力があるのが原則。

請負では、仕事の完成方法(債務の履行)は請負人の裁量に委ねられる。修補も債務の履行である以上、同じようになるべき。

アとイのいずれが有力であろうか。イは理論的正当性があるとおもわれるが、消費者保護を優先する弁護士会などはアに賛成と思われる。しかも瑕疵を理由とする解除が認められれば、さらに注文者有利の制度になると考えられるかもしれない。

このような不安は理由の無いことではない。実はドイツ民法は、次のとおり、売買についてはア、請負についてはイのような制度設計になっているからである。

⁵ 売買の規定は、民法559条により他の有償契約に準用される（契約の性質が許さないときを除く）。

ドイツ民法の追完請求権に関する規定⁶

売 買	請 負
<p>第 439 条 追完請求</p> <p>(1) 買主は、追完履行として、<u>買主の選択に従って</u>瑕疵の除去または瑕疵のない物の引渡しを求めることができる。</p> <p>(2) 略（追完履行の費用は売主負担）</p> <p>(3) 売主は、買主によって選択された追完履行の方法を、275 条 2 項および 3 項に関わらず、それが<u>不相当な費用</u>によってのみ可能である場合には、拒絶することができる。その際には、<u>特に、瑕疵のない状態における物の価値、瑕疵の意味、および他の方法の追完履行が買主にとっての著しい不利益なしに用いられ得るか</u>どうかという問題が考慮されなければならない。この場合には、買主の請求権は、その他の方法の追完履行に限られる。第 1 文の要件の下でこれをも拒絶する売主の権利は、影響を受けない。</p> <p>(4) 略（瑕疵あるものの返還）</p>	<p>第 635 条 追完請求</p> <p>(1) 注文者が追完履行を請求する場合は、<u>請負人は、その選択にしたがって</u>瑕疵を除去し、または新しい仕事を製作することができる。</p> <p>(2) 略（追完履行の費用は請負人負担）</p> <p>(3) 請負人は、275 条 2 項および 3 項に関わらず、それが<u>不相当な費用</u>を用いてのみ可能である場合は追完履行を拒否することができる。</p>

ドイツ民法では、売買（439 条）と逆に、請負（635 条）においては、追完方法の選択権が請負人にあることが明記されていることに注目されたい（これは判例を条文化したものとされる）。また、各々の第 3 項を比べると、売主や請負人が買主や注文者の請求を拒絶できる場合の表現を、「中間試案」の瑕疵修補請求権の限界（障害事由）の表現と比べると、似ているところがあると思われる。

「中間試案」のとおり民法改正が実現すれば、おそらく学者はドイツ民法のこれらの規定を参照して、日本民法では請負人の選択権を採用しなかったと解釈することになるのだろうか。民法改正はまだ「中間試案」の段階であり、今後、この点については、法制審議会でも、建設業界でも議論が尽くされることを望みたい。

⁶ ドイツ民法の条文については、前掲「民法(債権関係)の改正に関する検討事項(12) 詳細版」の別紙比較法資料 6 頁。なおドイツ民法 635 条の訳文は、半田吉信「ドイツ債務法現代化法概説」509 頁（信山社 2003 年）による。

ドイツ民法の考え方については、岡孝「ドイツ債務法現代法における請負契約法上の若干の問題」（「契約法における現代化の課題」）426 頁（法政大学現代法研究所 2004 年）、今西康人「ドイツ新債権法の仕事の瑕疵に関する請負人の責任」関西大学法学論集 52 巻 4・5 号 2003 年、石崎泰雄「ドイツ新民法における瑕疵担保責任の統合理論」63 頁（駿河台法学 17 巻 1 号 2003 年）参照。

4. 瑕疵を理由とする解除

「中間試案」では、瑕疵担保責任に関して、土地工作物を目的とする請負についても解除を認めることを提案している(635条廃止)。この論点は、すでに「論点整理」段階のパブリックコメント(2011年)で賛否両論があり建設業界から反対意見が述べられている。

その賛成及び反対意見の概要は、次のとおりであった。

賛成意見：A：建替えが必要なほど重大な瑕疵がある場合に、建替費用相当額の損害賠償を認めた最高裁判例(最判平成14年9月24日)との整合性が必要であり、同条ただし書削除(債務不履行解除の一般原則を適用)に賛成。

B：同趣旨から、建替えが必要な場合については、土地工作物についても解除を認めることに賛成。

中間的な意見：検討することに異論はなかったが、重大な瑕疵がある場合には、解除を認めるのが相当であるとする意見がある一方、軽微な瑕疵を理由に解除を請求する者が出ることへの懸念を示す意見があった。

反対意見：・引用される最高裁判例は、居住用建物の瑕疵が重大で建替え以外に有効な修補方法がないという相当に特殊な事案。土木構築物を含む広い概念である「土地の工作物」に関する瑕疵担保責任に関して一般的な議論をする際に引用するには慎重であるべき。

・トンネル、ゴルフ場など地盤に密着した工作物は、そもそも収去、建て替えといった概念になじまず、補修、修繕で対応するしかないものである。

「中間試案」は、土地工作物についても瑕疵担保責任の救済手段として、一般原則による解除を認めている(賛成意見Aと同じ)。この提案は、現行民法では判例が土地工作物の解除制限を強行法規(特約で排除できない)と解することからみて大きな転換である。

なお、法務省法制審議会資料には、B案のような考え方については、「この問題を個別の契約に委ねることを提案している」というコメントも見られる⁷。民法改正で土地工作物について瑕疵を理由とする解除ができることになっても、さらに約款で解除をどこまで制限できるかという議論もありうる事が分かる。

5. 債務不履行による契約の解除(解除の一般原則)

次に、一般原則である、債務不履行による契約の解除に関する「中間試案」の提案について紹介し、これが請負契約に適用された場合の問題点を考察する。

「中間試案」(契約の解除)

第11 契約の解除

1 債務不履行による契約の解除の要件(民法第541条ほか関係)

民法第541条から第543条までの規律を次のように改めるものとする。

⁷ 法制審議会民法(債権関係)部会資料「民法(債権関係)の改正に関する論点の検討(18)」20頁。

- (1) 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができるものとする。ただし、その期間が経過した時の不履行が契約をした目的の達成を妨げるものでないときは、この限りでないものとする。
- (2) 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、その不履行が次に掲げるいずれかの要件に該当するときは、相手方は、上記(1)の催告をすることなく、契約の解除をすることができるものとする。
- ア 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したこと。
- イ その債務の全部につき、履行請求権の限界事由があること。
- ウ 上記ア又はイに掲げるもののほか、当事者の一方が上記(1)の催告を受けても契約をした目的を達するのに足りる履行をする見込みがないことが明白であること。
- (3) 当事者の一方が履行期の前にその債務の履行をする意思がない旨を表示したことその他の事由により、その当事者の一方が履行期に契約をした目的を達するのに足りる履行をする見込みがないことが明白であるときも、上記(2)と同様とするものとする。
- (注) 解除の原因となる債務不履行が「債務者の責めに帰することができない事由」(民法第543条参照)による場合には、上記(1)から(3)までのいずれかに該当するときであっても、契約の解除をすることができないものとするという考え方がある。

法務省の説明によれば、上記の(1)は、催告解除の現行541条を基本的に維持する規定である⁸。但し書きは、付随的義務違反等の軽微な義務違反が解除原因とはならないとする判例(最判昭和36年11月21日民集15巻10号2507頁等)に基づき、解除できない場合を定めたものである。

(2)及び(3)は、無催告解除の規定である。無催告解除は、催告が無意味と思われる場合に、「不履行当事者への催告による追完の機会の保障」を不要とするものである。

(2)のアは、現行の民法542条と同じである。(2)のイは、現行の民法第543条のうち「履行の全部が不能となったとき」の部分を独立した要件として規定したものである。この場合は、「定型的に契約の目的を達成するだけの履行をする見込みがない場合に該当する代表例」であるとされる(「履行請求権の限界事由」については後述)。(2)のウは、ア及びイ以外の場合でも、当事者が本文(1)の催告を受けても契約をした目的を達するのに足りる履行をする見込みがないことが明らかなきに、相手方が無催告解除をすることができるという。民法第543条のうち「履行の一部が不能となったとき」の部分は、ここに含まれるという。

(3)は、「履行期の前にその債務の履行をする意思がない旨を表示したことその他の事由」により、契約の目的を達成する見込みがないことが明白である場合の規定である。

このような「一般原則による解除」の制度設計により、建設請負契約の瑕疵に関する紛

⁸ 法務省民事局参事官室「民法(債権関係)の改正に関する中間試案(概要付き)」47頁

争に適切に対処できるのであろうか。

催告解除については、催告が請負人に「追完の機会の保障」といえるほどの実質を持って行われるだろうか。催告といっても、追完履行請求が先行しないと解除権の行使はできないと歯止めが掛かっているわけでないと思われる。解除ありきの形式的「手続き」に過ぎないという理解では、濫用の危険もある。さらに債務の履行を促すという「催告」の内容自体にも、「建替え(新規製作)を承諾しなければ、解除だ」などと瑕疵補修の内容をめぐる紛争が絡んでくるおそれもある。

(2) イについても、「履行請求権の限界事由」が瑕疵修補請求の限界要件だけでなく、無催告解除の解除要件として用いられることには、解除権の濫用を招かないか不安がある。履行請求権の限界事由に関する提案は、次のように、「契約に基づく債権の効力」に関する総則的規定であるが、具体的提案(特にウ)が以下のように抽象的な文言であることや⁹、イについても瑕疵修補請求権の限界の要件をめぐる現行法どおり「瑕疵が重要でないもの」に限るか等の議論の帰趨が不明などの問題がある。今後、法制審議会でも、建設業界でも議論が尽くされることを望みたい。

「中間試案」(履行請求権等)

第9 履行請求権等

2 契約による債権の履行請求権の限界事由

契約による債権(金銭債権を除く。)につき次に掲げるいずれかの事由(以下「履行請求権の限界事由」という。)があるときは、債権者は、債務者に対してその履行を請求することができないものとする。

ア 履行が物理的に不可能であること。

イ 履行に要する費用が、債権者が履行により得る利益と比べて著しく過大なものであること。

ウ その他、当該契約の趣旨に照らして、債務者に債務の履行を請求することが相当でない認められる事由

6. 瑕疵担保責任に関する注文者の権利行使期間・債権時効

「中間試案」の提案は、以下のとおりである¹⁰。請負の甲案によれば、引渡しから1年、5年・10年という従来の仕組みは、債権の消滅時効の一般原則(本稿1「中間試案の概要」の表中、左欄「契約一般に関する規定」の4参照。提案は各論併記)に一元化される。請負の乙案によれば、「知ったときから1年」の制限は残ることになる。なお、「債権法改正の基本方針」のいう「合理的期間」とする提案は取り上げられなかった。

「中間試案」の提案のうち、引渡しから1年の権利行使期間制限の廃止は、産業界から異論があろう。論点整理段階のパブリック・コメントでも、日建連は現行法の見直しには慎

⁹ 法務省民事局参事官室「民法(債権関係)の改正に関する中間試案(概要付き)」36頁

¹⁰ 請負の提案は同上172頁、消滅時効の一般原則の提案は同上24頁。なお売買の提案は同上141頁。

重なる意見を述べている。

なお、売買の瑕疵担保責任でも、これらの提案と同じ趣旨の提案が行われており、その帰趨も注目しなければならない。

「中間試案」の注文者の権利行使期間・債権時効に関する提案（要旨）

「中間試案」の提案（請負）	現行民法（請負）
<p>第 40（請負）2</p> <p>(3) 仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の注文者の権利の期間制限（民法第 637 条関係）</p> <p>民法第 637 条の規律を次のいずれかの案のように改めるものとする。</p> <p>【甲案】 民法第 637 条を削除する（消滅時効の一般原則に委ねる）ものとする。</p> <p>【乙案】 消滅時効の一般原則に加え、仕事の目的物が契約の趣旨に適合しないことを注文者が知ったときから〔1 年以内〕にその適合しないことを請負人に通知しないときは、注文者は、請負人に対し、その適合しないことに基づく権利を行使することができないものとする。ただし、請負人が、引渡しの時に、仕事の目的物が契約の趣旨に適合しないことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでないものとする。</p> <p>(注) 乙案について、引渡し時（引渡しを要しない場合には仕事の終了時）から期間を起算するという考え方がある。</p> <p>(4) 仕事の目的物である土地工作物が契約の趣旨に適合しない場合の請負人の責任の存続期間（民法第 638 条関係）</p> <p>民法第 638 条を削除するものとする。</p>	<p>(請負人の担保責任の存続期間)</p> <p>第 637 条 前 3 条の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、仕事の目的物を引き渡した時から 1 年以内に行なければならない。</p> <p>2 仕事の目的物の引渡しを要しない場合には、前項の期間は、仕事が終了した時から起算する。</p> <p>第 638 条 建物その他の土地の工作物の請負人は、その工作物又は地盤の瑕疵について、引渡しの後 5 年間その担保の責任を負う。ただし、この期間は、石造、土造、れんが造、コンクリート造、金属造その他これらに類する構造の工作物については、10 年とする。</p> <p>2 工作物が前項の瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、注文者は、その滅失又は損傷の時から一年以内に、第 634 条の規定による権利を行使しなければならない。</p>

紙面の都合で「中間試案」の一部しか取り上げられなかったが、既に下請報酬の直接請求権の提案が取り下げられており、今後の議論の中心は瑕疵担保責任と思われる。今後、法制審議会でも、建設業界でも議論が尽くされることを望みたい。

最後に、本稿は筆者の個人的見解であり、みずほ総合研究所（株）の見解を示すものではないことをおことわりする。

Ⅱ. 高知県における防災・減災に向けた取り組み

当研究所では、四国地方（香川県・徳島県・愛媛県・高知県）の社会資本整備の動向に関する調査の一環として四国各地を訪れ、四国における防災・減災に向けた取り組みについてヒアリングを行いました。高知県における防災・減災対策を中心にヒアリング成果をご報告します。

1. 四国地方と自然災害

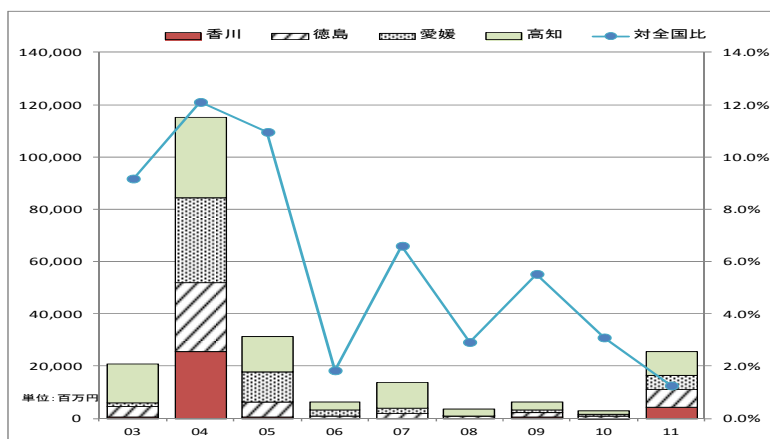
四国地方は台風の影響を受けやすい地域であり、急峻な地形と脆弱な地質のため、常に水害や土砂災害の危険にさらされている。また、四国地方の中央に四国山脈が走っていることから、四国山脈の南側では降雨が集中し、一方で瀬戸内海側は渇水が頻発するなど、さまざまな災害が発生する厳しい環境も併せ持っている。

① 台風による災害

1934年には昭和三大台風に加え室戸台風が上陸し、全国で死者と行方不明者の合計が3,000名を超える大災害となった。近年では、日本列島への上陸が過去最多となった2004年に、四国各地で土砂災害や高潮による堤防の決壊など大きな被害が発生した。

図表1は、直近10年の公共土木施設被害額である。全国に占める四国地方の災害被害額の割合は5%前後であるが、2004年のように台風が多発した年は（日本列島に10度、四国地方に6度上陸）、被害額が突出して多くなっている。台風のルートや上陸数が被害の大きさに影響するが、いつ大災害が発生するかはあらかじめ予測できないため、防災・減災対策は不可欠である。

図表1 四国地方の公共土木施設被害額



(出典) 国土交通省「公共土木施設被害額」

②地震による災害

四国地方では、大地震による災害も過去から経験している。江戸時代以降では、慶長地震（1605年）、宝永地震（1707年）および江戸後期の安政南海地震（1854年）がある。また、近年では1944年にマグニチュード7.9の東南海地震や1946年に全国で1,300名を超える死者を出したマグニチュード8.0の南海地震が発生している。

マグニチュード8.4前後の南海地震が、今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測されている（図表2のとおり）。

図表2 南海トラフ地震の長期評価の概要（抜粋）

地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)		地震発生確率		
			10年以内	30年以内	50年以内
南海地震	8.4前後	同時 8.5前後	20%程度	60%程度	90%程度
東南海地震	8.1前後		20%程度	70～80%	90%程度 もしくは それ以上

（出典）地震調査研究推進本部「海溝型地震の長期評価の概要」

高知県では2012年12月10日に、南海トラフ巨大地震による震度分布予測および津波浸水予測を公表している。震度7と予測されている市町村が26、震度6強と予測されている市町村は8となっている。また、津波浸水面積は、高知市が最大で約4,500ha、続いて南国市および土佐清水市が1,500ha強と予測されている。

図表3 市町村庁舎付近の最大浸水深

名称	最大浸水深 (m)	到達時間 (分)	
		最大浸水深	浸水深30cm
東洋町役場付近	5.0	39	24
室戸市役所付近	4.5	33	26
奈半利町役場付近	4.0	52	17
田野町役場付近	4.0	53	48
安芸市役所付近	6.5	100	68
高知役所付近	0.5	304	302
中土佐町役場付近	10.0	42	26
黒潮町役場付近	7.5	125	29
土佐清水市役所付近	3.5	34	33
宿毛市役所付近	7.0	46	36

（出典）高知県「高知県版第2弾南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」

2. 高知県における防災・減災対策

南海地震等の発生に備え、東日本大震災を教訓に、国土交通省をはじめ各自治体等でさまざまな対策が行われている。

これまで、南海地震等に係る地震防災対策は、2002年に公布された「東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、国や各自治体が地域防災計画等の中で、さまざまな対策を計画・実施してきたところである。そこに、2011年3月の東日本大震災で、これまでの想定を超える大津波が発生し、ハードによる防災効果と限界が示されたことから、多防御、ハードとソフトを組み合わせた対策が検討・実施されている。

高知県において、どのような計画が検討・実施されているかを紹介したい。高知県は、県下全19市町村において最大津波高10mが想定（うち最大津波高30m以上が想定されている市町村は3市町村）されているが、2008年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を定めるとともに、この条例の実効性を高め、県や市町村はもとより、事業者や県民が一体となって南海地震対策を着実に進めるため、南海地震対策行動計画を策定した。現在、東日本大震災からの教訓や県の新たな地震・津波の想定をもとに、専門家や市町村などの意見も踏まえた南海地震対策の具体的な取り組みとして、高知県南海地震対策行動計画の第2期計画の策定を進めているところである。これまでの取り組みとして、津波避難シェルターの技術検討（2013年度に初弾事業として、室戸市の都呂地区において新規着手の予定）、津波避難施設（津波避難タワーや避難路・避難場所など）の整備、海岸堤防の液状化対策などが進められている。さらに減災対策として、避難時間を確保するための海岸堤防の整備や橋梁の耐震化などのハード整備を継続的に推進している。

図表4 室戸市の崖地に建設する津波避難シェルターのイメージ



(出典) 高知県ホームページ

①津波被害軽減のための港湾整備

港湾は、頻発する自然災害による被害を最小化し、県民の生命・財産を守るための救援活動、救援物資などの海上輸送拠点としての役割が期待されている。

そこで、津波による浸水被害を防止または軽減するために、港湾の整備が進められている。ここでは、須崎港および高知港美里地区における取り組みを紹介する。

a) 須崎港湾口地区防波堤整備事業

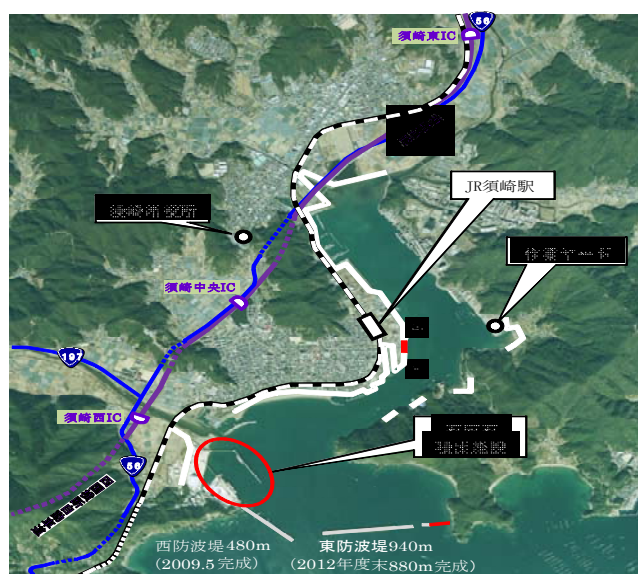
須崎港は、土佐湾のほぼ中央の須崎市に位置し、古くから地域の生産、消費物資を取り扱う港として重要な役割を果たしている。港湾の整備は、明治末期から進められ、1961年のセメント工場の操業開始を契機に、工業港湾としての重要性が高まり、1965年3月には重要港湾に指定された。現在は、石灰石、セメントなどの臨海部立地企業の生産活動を支え、2011年の港湾取扱貨物量は、高知県全体の約70%を占めている。

同港は、リアス式海岸の形状をした天然の良港である反面、津波の影響を受けやすく、昭和南海地震津波（1946年）、チリ地震津波（1960年）など、過去幾度となく津波被害を受けている。

同事業は、1983年に着手され、東防波堤、西防波堤および防潮堤の整備が進められている。計画総延長は1,420m（東防波堤が940m、西防波堤が480m）であり、東防波堤は2012年度末で880m（進捗率は約93.6%）が完成し、西防波堤については2009年5月に完成済みである。同事業の効果としては、浸水被害の回避、海難の減少および輸送コストの削減が挙げられている。

先述のとおり、次の南海地震が今後30年以内に60%程度の確率で発生するとされていることから、背後住民の生命・財産を防護するとともに、港内静穏度を確保し、岸壁などの荷役稼働率向上を図るため、恒久的な津波対策として、湾口地区防波堤の早急な完成が望まれている（2014年度完成予定）。

図表5 須崎港湾口防波堤整備事業



(出典) 国土交通省四国整備局提供資料（当研究所にて一部加工）

b) 高知港美里地区国際物流ターミナル整備事業

高知港は、土佐湾の中心部に位置し、工業・商業の中心である高知市および南国市を背後圏とし、その人口は県全体の5割を占めている。太平洋に面する優位な立地条件を活かし、高知県経済を支える国際物流、交流拠点へと発展することが期待されている。今から約420年前の天正年間から整備が始められ、1951年に重要港湾に指定され、高知県の発展には必要不可欠な物流拠点として、また石灰石や蛇紋岩の積出基地としての役割を果たしている。また、高知県の地域防災計画では緊急物資などの海上輸送基地として位置づけられるなど、防災面の拠点としての役割も担っている。

同事業は、貨物の増大、多様化、船舶の大型化への対応が急務である一方、浦戸湾内における新たな港湾施設の整備には限界があることから、1982年に採択され進められている。同事業における効果として、輸送コストの削減、交通事故の削減、海難の減少のほか、浸水防護が挙げられ、多目的国際ターミナルの整備とともに、津波対策として防波堤の築造が行われている。同港の背後にある高知市の津波浸水面積は、高知県の想定で高知県内の他の市町村を大幅に上回る約4,500haとされており、津波対策が必要である。同事業では、総延長が1,000mである防波堤（南）は、2010年8月に完成済みである。また、総延長が900mである防波堤（東第一）は、2012年度中に約870mまで延伸し、2015年度に完成予定となっている。

図表6 高知港三里地区国際物流ターミナル整備事業



(出典) 国土交通省四国整備局提供資料

②大規模災害時における緊急輸送道路の確保

大規模災害が発生したのち、被災地への救助隊や救援物資の搬送などを行うための緊急輸送道路を確保することは、東日本大震災において展開されたくしの歯作戦の例からも、最重要事項である。

このため、国土交通省および四国4県では、「四国版くしの歯作戦（図表7）」が展開できるよう、緊急輸送道路の確保および啓開・復旧オペレーション計画（活動計画）の策定を進めている。

道路啓開・復旧オペレーションイメージ

ステップ1：比較的被害が少ない瀬戸内側の横軸ラインを確保

ステップ2：横軸から太平洋沿岸地域へ乗り込むための縦軸ラインを確保

ステップ3：縦軸から太平洋沿岸地域の国道55号から国道56号の沿岸ラインを確保

図表7 四国版くしの歯作戦



(出典) 国土交通省四国地方整備局ホームページ

四国地方における高速道路の開通は、全国より20年以上遅れての1985年で、四国縦貫自動車道（松山自動車道）三島川之江IC～土居ICが初めてである。その後、2000年3月に井川池田IC～川之江東JCTの開通により、四国4県の県庁所在市がそれぞれ結ばれることとなった。この4県が結ばれた高速道路網がX字型であったことから、「Xハイウェイ」と呼ばれ

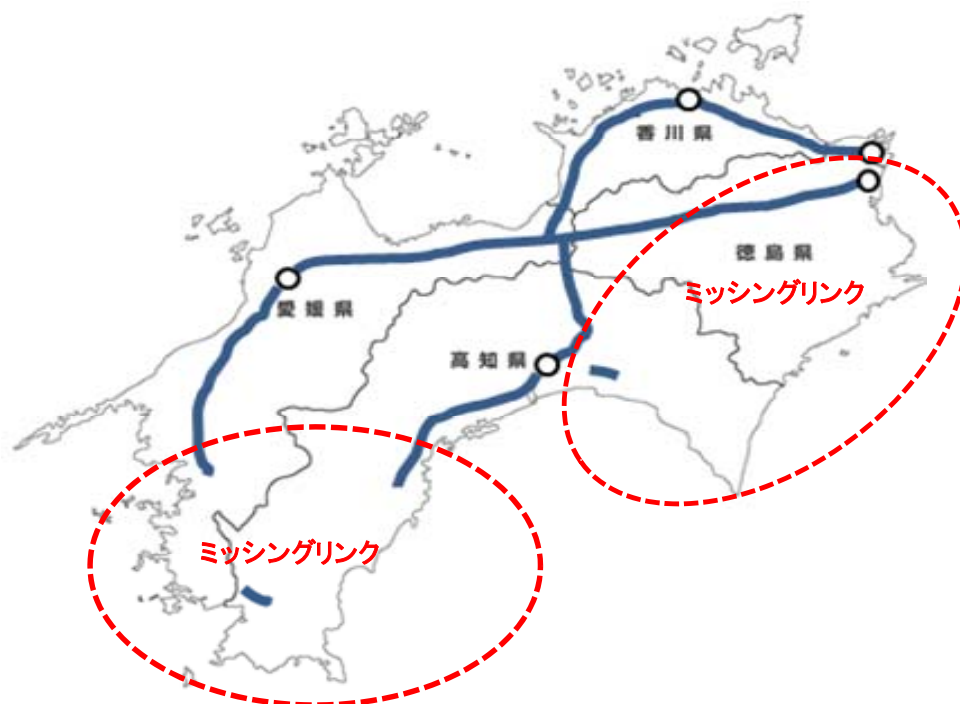
ている。この「Xハイウェイ」のように、4県へ放射状に伸びた状態だけでは高速道路の速達性や安全性が十分に発揮できるとは言える状況ではなく、高速道路の効果を最大限に発揮するためには、道路ネットワークの連続性を確保しなければならない。

現在この「Xハイウェイ」は、さらに四国東部および南西部への延伸が進められている。徳島市を起点に四国を東西に貫く四国縦貫自動車道（延長＝222km）、阿南市を起点に高松市、四国中央市、高知市、宇和島市を經由して大洲市まで四国をS字型に結ぶ四国横断自動車道（延長＝440km）、四国東南部の高知東部自動車道（延長＝36km）および阿南安芸自動車道（延長＝110km）から構成される高速交通ネットワークを「四国8の字ネットワーク」という。

この「四国8の字ネットワーク」の整備率は、2012年度末時点で、四国全体では68%であるが、県別で見ると香川県で100%、徳島県で58%、愛媛県で82%、高知県で49%となっており、高知県が最も低く、50%を切る状況にある。この高知県内のミッシングリンクとなっている区間の多くは、南海トラフ巨大地震が発生した際に津波で浸水する地域とリンクしている。

先述の「四国版くしの歯作戦」の根本となる「四国8の字ネットワーク」のミッシングリンクの解消、橋梁の耐震化、4車線化による信頼性の向上などハード面における整備が急務となっている。

図表8 四国8の字ネットワークのミッシングリンク区間



(出典) 当研究所作成

3. 災害情報共有システムの導入

東日本大震災（2011年3月）や九州北部豪雨（2012年7月）などでも明らかであるとおり、建設企業は防災・減災事業の担い手として地域を守るために欠かせない存在である。このような建設企業と地方自治体が、災害対応力の向上に向けて、取り組んでいる事例について紹介する。

そのひとつに、災害情報共有システムがある。これは、（一社）群馬県建設業協会が2008年に業界団体として全国で初めて運用を開始したシステムであるが、協会員が災害時の点検パトロールの際に、GPS機能付携帯電話で現場の写真を撮り、災害が発生した場所と現地の写真をインターネット上で、関係官庁と共有することができるシステムである。

同システムは、（一社）高知県建設業協会でも2010年から利用されている。高知県では、同システムに参加する企業には「社会と地域に貢献する企業に対する評価」として、入札参加審査時に経審の評点とは別に、地域点数として10点を加点している。

図表9 GPSによる災害情報共有システムのイメージ



（出典）建設 IT ガイドホームページ

4. おわりに

四国地方においては、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震への対策が喫緊の課題であり、特に高知県においては、揺れや大津波による被害が大きくなると予測されており、堤防の増強や港湾岸壁の耐震化などハード面の対策が進められている。

その中でも、道路ネットワークは、南海トラフ巨大地震から命を守る「命の道」、人や物の交流を活発にする「産業の道」として、県民の暮らしを支えるものである。特に、8の字ネットワークは、大規模災害時の緊急輸送路としての役割が期待されている。

高知県においては、この8の字ネットワークのミッシングリンクが一番多く存在し、また津波で浸水する地域とリンクしていることから、早期にミッシングリンクの解消を図り、大規模災害から県民の生命・財産が守られるよう期待したい。

(担当：研究員 中森 雄也)

Ⅲ. 2013年3月期主要建設会社決算分析

当研究所が四半期に一度調査・公表している主要建設会社の決算分析の結果の概要です。資料を提供して下さいました各社には、厚く御礼申し上げます。

(本分析は、2013年6月6日に各報道機関へ発表し、業界紙でも紹介されています。なお、今回の掲載に当たり、一部文言の付加等を行っています。)

1. 分析の前提

(1) 分析の対象の指標

本分析は、各社の2013年3月期決算短信等から判明する財務指標の分析である。なお、分析対象会社の一部は12月期決算を採用しているため、この場合、本分析では2012年12月期の財務指標を使用している。

全般に、決算情報の開示は連結決算の指標で開示されているため、本稿でも原則として連結決算での分析を行っている。なお、受注高については連結ではなく単体のみでの開示が多いため、原則として単体での分析を行っている。

(2) 対象会社の抽出方法¹¹

当研究所の決算分析は、1997年に開始して以来、対象会社を固定して発表を行ってきたが、2009年3月期より、各企業の事業規模の変動が大きいことなどを考慮し下記のとおり抽出することとした。

- a) 全国的に業務展開を行っている総合建設業者
- b) 毎年度、以下の要件に該当するもの
 - ①建築一式・土木一式の合計売上高が恒常的に5割を超えていること
 - ②会社更生法、民事再生法などの破産関連法規の適用を受けていないこと
 - ③決算関係の開示情報が、非上場などにより限定されていないこと
- c) 上記 a) 及び b) に該当し、過去直近3年間の連結売上高平均が上位40位に入っている会社

(3) 抽出した分析項目

- ①受注高（単体）、②売上高、③売上総利益、④販売費及び一般管理費、⑤営業利益、⑥経常利益、⑦特別利益・特別損失、⑧当期純利益、⑨有利子負債、⑩自己資本比率・デットエクイティレシオ、⑪キャッシュフロー

¹¹ 対象会社・階層区分については、2012年9月6日の発表時に見直しを実施し、上位40社を抽出。以降同一年度内での見直しは実施していないが、期中に大和ハウス工業の完全子会社化に伴い決算非開示となったフジタについては対象から除外し、上位39社にて分析を行った。

(4) 対象企業の階層分類

売上高規模別に、以下の3つの階層「大手」・「準大手」・「中堅」に分類して分析を行う。

階層	連結売上基準 (3年間平均)	分析対象会社	社数
大手	1兆円超	鹿島建設、清水建設、大成建設、大林組、竹中工務店	5社
準大手	2,000億円超	戸田建設、長谷工コーポレーション、NIPPO、五洋建設、三井住友建設、前田建設工業、西松建設、熊谷組、東急建設	9社
中堅	2,000億円以下	安藤ハザマ(旧ハザマ)、奥村組、東亜建設工業、安藤ハザマ(旧安藤建設)、銭高組、浅沼組、鉄建建設、東洋建設、ナカノフドー建設、福田組、飛鳥建設、大豊建設、青木あすなろ建設、ピーエス三菱、東鉄工業、大本組、名工建設、松井建設、ライト工業、矢作建設工業、大和小田急建設、新日本建設、不動テトラ、北野建設、若築建設	25社

注) 竹中工務店、福田組：12月期決算

2. 分析結果の報告要旨

- ① 民間設備投資の回復や震災復興需要をはじめとする公共土木投資の増加等により受注環境は改善してきている。その一方で、労務の逼迫や手持工事の採算悪化等により、特に建築の利益率が大きく低下しており、建築に強みを持つ企業が利益面で苦戦する傾向が見られたが、土木に強みを持つ企業が比較的多い「中堅」が業績を伸ばした。
- ② 手持工事の利益予想を抜本的に見直す動きも見られ、これに伴い多額の赤字を計上する会社も複数あった。
- ③ 全階層で、売上高は前期比増加した一方で、工事採算の悪化により売上総利益が減少した。しかし販管費の削減が続いた他、円安の進行に伴う為替差損益の改善、株式市況の好転に伴う有価証券評価・売却損益の改善もあり、当期純利益は「準大手」以外の階層で増加した。
- ④ 期首の繰越受注高は概ね前期並にあり、大型補正予算等に伴う発注増加も見込まれることから、2013年度についても売上高は相応に確保される見通し。ただし、前期に多額の工事損失引当金を計上したものの、さらなる労務の逼迫や、資機材の逼迫を懸念する声は強く、採算改善に向けた今後の動向には引き続き注視が必要である。

3. 主要分析結果

(1) 受注高（単体）

○合計（建築＋土木）

受注高(合計:単体) (単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
		(増加率)		(増加率)		(増加率)		(増加率)
08年度	6,091,981		2,586,540		2,558,032		11,236,553	
09年度	4,909,407	▲ 19.4%	2,375,284	▲ 8.2%	2,243,312	▲ 12.3%	9,528,003	▲ 15.2%
10年度	4,786,643	▲ 2.5%	2,411,383	1.5%	2,099,225	▲ 6.4%	9,297,251	▲ 2.4%
11年度	5,165,845	7.9%	2,528,682	4.9%	2,170,612	3.4%	9,865,139	6.1%
12年度	5,194,179	0.5%	2,487,122	▲ 1.6%	2,379,920	9.6%	10,061,221	2.0%
13年度予想	4,932,000	▲ 5.0%	-	▲ 0.8%	-	▲ 2.3%	-	▲ 3.5%

(注)ピーエス三菱・ライト工業・矢作建設工業・新日本建設(いずれも中堅)は連結数値。13年度予想公表企業は、大手は全5社、準大手は9社中8社、中堅は(旧ハザマと旧安藤建設を1社とカウントして)24社中12社。前期比増加率算定に当たってはこれら公表企業のみ集計。尚、予想を「連結」や「建設事業分」のみで公表している企業(準大手2社・中堅6社)については、前期比増加率算定にあたり足元数値を「連結」や「建設事業分」に置き換えた。これに伴い準大手・中堅の予想額は記載しないこととした。

次期繰越高(合計:単体) (単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
		(増加率)		(増加率)		(増加率)		(増加率)
10年度	6,070,403		2,716,507		2,043,094		10,830,004	
11年度	6,151,028	1.3%	2,730,678	0.5%	1,973,631	▲ 3.4%	10,855,337	0.2%
12年度	6,098,851	▲ 0.8%	2,652,834	▲ 2.9%	2,041,194	3.4%	10,792,879	▲ 0.6%

(注)未公表のピーエス三菱(中堅)を除く。ライト工業・矢作建設工業・新日本建設(いずれも中堅)は連結数値。

- ・ 受注高の総計は前期比で2期連続の増加となった。土木の落ち込みを建築でカバーした「大手」は前期比ほぼ横ばい、建築・土木ともに増加した「中堅」は前期比9.6%増加した一方、「準大手」では建築の伸び悩みが土木の落ち込みをカバーしきれず、同▲1.6%と減少に転じた。
- ・ 増加したのは、「大手」・「準大手」では計14社中6社である一方、「中堅」は25社中22社が増加し、うち12社が二桁の増加率となった。
- ・ 次期予想について、全階層で前期比減少を予想している。受注時採算の確保を優先し、受注減少もやむを得ないとの姿勢を示す企業も見られた。
- ・ 尚、次期繰越高は総計で前期比▲0.6%となった。「大手」は同▲0.8%、「準大手」は同▲2.9%、「中堅」は同3.4%の増加であった。

○建築

受注高(建築:単体) (単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
		(増加率)		(増加率)		(増加率)		(増加率)
08年度	4,671,642		1,624,345		1,326,748		7,622,735	
09年度	3,939,582	▲ 15.7%	1,435,736	▲ 11.6%	1,181,883	▲ 10.9%	6,557,201	▲ 14.0%
10年度	3,773,057	▲ 4.2%	1,610,722	12.2%	1,170,813	▲ 0.9%	6,554,592	▲ 0.0%
11年度	3,936,751	4.3%	1,565,219	▲ 2.8%	1,124,825	▲ 3.9%	6,626,795	1.1%
12年度	4,044,735	2.7%	1,570,608	0.3%	1,210,741	7.6%	6,826,084	3.0%

(注)未公表のピーエス三菱・新日本建設および建築部門のない不動産(いずれも中堅)の3社を除いた計36社を集計。ライト工業・矢作建設工業(ともに中堅)は連結数値。前田建設工業(準大手)は不動産事業を含む。

次期繰越高(建築:単体)

(単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
10年度	4,597,090	(増加率)	1,764,264	(増加率)	1,157,879	(増加率)	7,519,233	(増加率)
11年度	4,570,384	▲ 0.6%	1,708,783	▲ 3.1%	1,067,650	▲ 7.8%	7,346,817	▲ 2.3%
12年度	4,552,761	▲ 0.4%	1,647,943	▲ 3.6%	1,070,132	0.2%	7,270,836	▲ 1.0%

(注)集計対象企業は受注高(建築:単体)と同一。

- ・ 受注高(建築)については、前期比で2期連続の増加となった「大手」に加え、「中堅」でも増加に転じた。「準大手」では一部企業での選別受注の徹底が影響し伸び率はわずかなものとなった。
- ・ 全36社中27社が増加したが、22社中16社が増加した「中堅」は、そのうち8社が二桁の増加率となった。
- ・ 大幅に増加した企業では、商業施設・病院・私立学校等の国内民間建築の受注増加を要因に挙げる企業が多く見られた。
- ・ 尚、次期繰越高は総計で前期比▲1.0%となった。「大手」は同▲0.4%、「準大手」は同▲3.6%、「中堅」は同0.2%の増加であった。

○土木

受注高(土木:単体)

(単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
08年度	1,202,941	(増加率)	845,479	(増加率)	1,035,971	(増加率)	3,084,391	(増加率)
09年度	873,495	▲ 27.4%	828,997	▲ 1.9%	902,794	▲ 12.9%	2,605,286	▲ 15.5%
10年度	801,151	▲ 8.3%	660,141	▲ 20.4%	767,287	▲ 15.0%	2,228,579	▲ 14.5%
11年度	1,062,003	32.6%	839,641	27.2%	893,746	16.5%	2,795,390	25.4%
12年度	950,123	▲ 10.5%	793,254	▲ 5.5%	989,388	10.7%	2,732,765	▲ 2.2%

(注)未公表のピーエス三菱・新日本建設(ともに中堅)の2社を除いた計37社を集計。ライト工業・矢作建設工業(ともに中堅)は連結数値。

次期繰越高(土木:単体)

(単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
10年度	1,381,142	(増加率)	940,109	(増加率)	841,057	(増加率)	3,162,308	(増加率)
11年度	1,507,223	9.1%	1,010,736	7.5%	867,325	3.1%	3,385,284	7.1%
12年度	1,488,717	▲ 1.2%	993,132	▲ 1.7%	931,747	7.4%	3,413,596	0.8%

(注)集計対象企業は受注高(土木:単体)と同一。

- ・ 受注高(土木)は、総計では11年度に前期比で増加したが、当期は再び減少に転じた。
- ・ 減少に転じた「大手」・「準大手」では計14社中8社が減少した。そのうち4社が、11年度にがれき処理等の震災復旧関連大型工事の受注により大きく増加したことの反動を主因として、二桁以上の減少率となった。
- ・ 2期連続で増加した「中堅」は23社中20社が増加し、うち13社が二桁以上の増加率となった。
- ・ 尚、次期繰越高については、「大手」は前期比▲1.2%、「準大手」は同▲1.7%と減少した一方で、「中堅」は同7.4%増加し、総計では同0.8%の増加となった。「中堅」は23社中17社が増加している。

(2) 売上高

売上高(連結)

(単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
	金額	(増加率)	金額	(増加率)	金額	(増加率)	金額	(増加率)
08年度	8,457,592	2.0%	3,514,551	▲ 11.7%	3,224,918	▲ 6.7%	15,197,061	▲ 3.4%
09年度	7,185,986	▲ 15.0%	3,193,754	▲ 9.1%	2,879,420	▲ 10.7%	13,259,160	▲ 12.8%
10年度	6,034,914	▲ 16.0%	2,903,869	▲ 9.1%	2,614,471	▲ 9.2%	11,553,254	▲ 12.9%
11年度	6,339,835	5.1%	3,071,078	5.8%	2,504,744	▲ 4.2%	11,915,657	3.1%
12年度	6,764,244	6.7%	3,245,280	5.7%	2,632,523	5.1%	12,642,047	6.1%

13年度予想	6,700,000	▲ 0.9%	3,273,000	0.9%	2,716,100	3.2%	12,689,100	0.4%
--------	-----------	--------	-----------	------	-----------	------	------------	------

完成工事高(建築:単体)

(単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
	金額	(増加率)	金額	(増加率)	金額	(増加率)	金額	(増加率)
11年度	3,963,455		1,617,741		1,214,492		6,795,688	
12年度	4,062,360	2.5%	1,635,656	1.1%	1,195,396	▲ 1.6%	6,893,412	1.4%

(注)未公表のピーエス三菱・新日本建設および建築部門のない不動産テトラ(いずれも中堅)の3社を除いた計36社を集計。ライト工業・矢作建設工業(ともに中堅)は連結数値。

完成工事高(土木:単体)

(単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
	金額	(増加率)	金額	(増加率)	金額	(増加率)	金額	(増加率)
11年度	935,921		768,021		851,200		2,555,142	
12年度	968,627	3.5%	819,885	6.8%	938,187	10.2%	2,726,699	6.7%

(注)未公表のピーエス三菱・新日本建設(ともに中堅)の2社を除いた計37社を集計。ライト工業・矢作建設工業(ともに中堅)は連結数値。

- ・ 売上高は、2期連続の前期比増加となった「大手」・「準大手」に加え、「中堅」でも増加に転じた。総計39社中31社が増加となり、中でも「中堅」は25社中18社が増加し、そのうち7社が二桁の増加率となった。
- ・ 完成工事高(単体)では、建築はわずかな増加であった一方、土木は大きく売上を伸ばした。土木の期首手持工事が前期比多かったこともあり、土木の前期の受注活動の成果が当期の売上高増加に大きく寄与していると思われる。
- ・ 売上高の次期予想については、「中堅」は増加を予想しているが、「大手」・「準大手」は概ね横ばいを予想しており、総計でも概ね前期と同水準となることが予想されている。

(3) 売上総利益

売上総利益(連結)

(単位:百万円)

	大手			準大手			中堅			総計		
	売上総利益		売上総利益率	売上総利益		売上総利益率	売上総利益		売上総利益率	売上総利益		売上総利益率
	金額	増加率		金額	増加率		金額	増加率		金額	増加率	
08年度	505,229	▲ 13.5%	6.0%	255,084	▲ 9.6%	7.3%	247,042	10.4%	7.7%	1,007,355	▲ 7.6%	6.6%
09年度	395,261	▲ 21.8%	5.5%	247,197	▲ 3.1%	7.7%	238,307	▲ 3.5%	8.3%	880,765	▲ 12.6%	6.6%
10年度	498,326	26.1%	8.3%	241,223	▲ 2.4%	8.3%	215,816	▲ 9.4%	8.3%	955,365	8.5%	8.3%
11年度	505,450	1.4%	8.0%	212,065	▲ 12.1%	6.9%	186,772	▲ 13.5%	7.5%	904,287	▲ 5.3%	7.6%
12年度	473,945	▲ 6.2%	7.0%	165,610	▲ 21.9%	5.1%	184,365	▲ 1.3%	7.0%	823,920	▲ 8.9%	6.5%

(注)売上総利益率=売上総利益÷売上高にて算出

完成工事原価に含まれる工事損失引当金(連結)

(単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
11年度	71,710	(増減)	22,420	(増減)	7,153	(増減)	101,283	(増減)
12年度	84,183	12,473	26,960	4,540	5,908	▲ 1,246	117,051	15,767

(注)決算短信の記載事項に加え、各社へのヒアリングにより、「大手」5社、「準大手」8社、「中堅」21社について集計。

完成工事利益率(単体)

(単位:百万円)

	建築				土木				合計			
	大手	準大手	中堅	総計	大手	準大手	中堅	総計	大手	準大手	中堅	総計
11年度	6.7%	4.3%	4.8%	5.8%	10.0%	7.9%	8.7%	9.0%	7.4%	5.9%	6.2%	6.7%
12年度	5.1%	▲ 0.3%	3.4%	3.5%	6.7%	6.1%	9.2%	7.3%	5.2%	3.0%	5.8%	4.8%

13年度予想	+0.4p	+4.5p	+1.9p	+1.6p	+2.9p	+1.8p	▲0.4p	+1.8p	+1.0p	+3.2p	+1.2p	+1.6p
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(注)実績値については、建築・土木ではともに「大手」5社、「準大手」7社、「中堅」16社を集計し、合計では全39社を集計した。予想値については、建築・土木ではともに「大手」4社、「準大手」7社、「中堅」(旧ハザマと旧安藤建設を1社とカウントして)7社を集計し、合計では、「大手」5社、「準大手」8社、「中堅」8社を集計した。実績値と予想値で対象企業に違いがあるため、予想値については実績値および予想値の両方とも内容が確認できた企業についてのみ集計し、12年度対比の増減ポイントを記載した。尚、合計の実績値以外については、決算短信の記載事項に加え、各社へのヒアリングによる。また一部で国内分のみ、あるいは連結数値を集計した。

- ・ 売上総利益は、金額・利益率ともに全階層で前期比減少・低下した。
- ・ 売上総利益が減少したのは全 39 社中 23 社であった。売上総利益率が低下したのは全 39 社中 31 社であり、「大手」は全 5 社、「準大手」は 9 社中 7 社、「中堅」は 25 社中 19 社で低下した。
- ・ 「大手」・「準大手」については計 14 社中 13 社で売上高が増加したが、そのうち 9 社では利益率の低下が著しく、売上総利益が減少した。
- ・ 完成工事原価への工事損失引当金計上額は金額が確認できた 34 社合計で約 1,171 億円であり、この引当計上は各階層の売上総利益率を、「大手」1.2 ポイント、「準大手」0.9 ポイント、「中堅」0.3 ポイント、総計で 1.0 ポイント押し下げる要因となった。
- ・ 完成工事利益率は、土木における「中堅」以外の各事業・階層で前期比低下した。建築は総計で前期比 2.3 ポイント低下、土木は同 1.7 ポイント低下し、完成工事利益率全体では同 1.9 ポイント低下した。
- ・ 建築での主な利益率の低下要因として、震災復興需要を発端とする労務需給の逼迫を挙げる声が多く聞かれた他、リーマン・ショック後の建築需要低迷期の受注工事に関する採算悪化の顕在化もある模様。一部企業で利益予想を抜本的に見直したことも影響し、「準大手」においてはマイナスに転じた。
- ・ 土木について、「大手」・「準大手」では海外の一部工事での採算悪化が影響している企業が複数あった。
- ・ 選別受注の継続や当期までの工事損失引当等により、12 年度に改善した土木における「中堅」以外では、13 年度の完成工事利益率は各事業・階層で改善を予想している。

(4) 販売費及び一般管理費（販管費）

販管費（連結）

（単位：百万円）

	大手			準大手			中堅			総計		
	販管費		販管费率	販管費		販管费率	販管費		販管费率	販管費		販管费率
	金額	増加率		金額	増加率		金額	増加率		金額	増加率	
08年度	413,067	▲ 0.1%	4.9%	188,414	▲ 2.1%	5.4%	201,781	▲ 3.8%	6.3%	803,262	▲ 1.5%	5.3%
09年度	392,013	▲ 5.1%	5.5%	178,743	▲ 5.1%	5.6%	177,970	▲ 11.8%	6.2%	748,726	▲ 6.8%	5.6%
10年度	379,525	▲ 3.2%	6.3%	165,411	▲ 7.5%	5.7%	168,908	▲ 5.1%	6.5%	713,844	▲ 4.7%	6.2%
11年度	379,645	0.0%	6.0%	156,462	▲ 5.4%	5.1%	158,758	▲ 6.0%	6.3%	694,865	▲ 2.7%	5.8%
12年度	372,983	▲ 1.8%	5.5%	158,129	1.1%	4.9%	153,932	▲ 3.0%	5.8%	685,044	▲ 1.4%	5.4%

（注）販管费率＝販管費÷売上高にて算出

- ・ 販管費は、「準大手」で前期比増加したものの、「大手」・「中堅」は減少し、総計で前期比▲1.4%と減少が続いた。
- ・ 販管費が減少した「大手」・「中堅」に加えて、「準大手」についても売上高増加に伴い販管费率は低下し、全階層で販管费率は低下した。
- ・ 「大手」・「中堅」の販管費削減については、人件費の圧縮が寄与している。一部では工事量の増加に伴い間接部門から現場へ人員をシフトしているとの声も聞かれ、この人員シフトが間接部門人件費の削減につながっていることも想定される。

(5) 営業利益

営業利益（連結）

（単位：百万円）

	大手			準大手			中堅			総計		
	営業利益		営業利益率	営業利益		営業利益率	営業利益		営業利益率	営業利益		営業利益率
	金額	増加率		金額	増加率		金額	増加率		金額	増加率	
08年度	92,162	▲ 46.0%	1.1%	66,670	▲ 25.6%	1.9%	45,262	224.6%	1.4%	204,094	▲ 25.6%	1.3%
09年度	3,247	▲ 96.5%	0.0%	68,450	2.7%	2.1%	60,332	33.3%	2.1%	132,029	▲ 35.3%	1.0%
10年度	118,799	3,558.7%	2.0%	75,811	10.8%	2.6%	46,901	▲ 22.3%	1.8%	241,511	82.9%	2.1%
11年度	125,801	5.9%	2.0%	55,602	▲ 26.7%	1.8%	28,005	▲ 40.3%	1.1%	209,408	▲ 13.3%	1.8%
12年度	100,960	▲ 19.7%	1.5%	7,477	▲ 86.6%	0.2%	30,426	8.6%	1.2%	138,863	▲ 33.7%	1.1%

営業利益/売上高に占める建築・土木割合

（単位：社）

	建築が50%以上		どちらでもない		土木が50%以上		合計
	減少	増加	減少	増加	減少	増加	
大手	3	1	1	0	0	0	5
準大手	4	3	0	0	1	1	9
中堅	8	4	4	0	2	7	25
総計	15	8	5	0	3	8	39

（注）連結売上高に占める建築・土木の完成工事高を集計したが、この開示のない企業については、単体ベースの完成工事高に占める建築・土木の割合を集計した。

- ・ 営業利益は、全階層で売上総利益が低下する中で、販管費を大きく削減した「中堅」だけが前期比増加したが、「大手」・「準大手」では減少し、総計でも減少した。
- ・ 営業利益が増加したのは、「大手」は5社中1社、「準大手」は9社中4社、「中堅」は25社中11社となっている。尚、「大手」1社、「準大手」3社、「中堅」4社が営業赤字となった（2011年度の営業赤字は「準大手」1社、「中堅」2社）。
- ・ 土木の完成工事高が売上高全体の50%以上を占める企業については全11社中8社で利

益が増加した一方、建築の完成工事高が売上高全体の50%以上を占める企業では全23社中15社が減少した。土木が中心の企業の多くが本業の利益を伸ばした一方、建築が中心の企業は苦戦した企業が多かった傾向を見ることができる。

(6) 経常利益

経常利益(連結)

(単位:百万円)

	大手			準大手			中堅			総計		
	経常利益		経常利益率	経常利益		経常利益率	経常利益		経常利益率	経常利益		経常利益率
	金額	増加率		金額	増加率		金額	増加率		金額	増加率	
08年度	83,087	▲ 53.2%	1.0%	55,889	▲ 34.0%	1.6%	37,703	484.8%	1.2%	176,679	▲ 34.3%	1.2%
09年度	13,171	▲ 84.1%	0.2%	61,499	10.0%	1.9%	55,154	46.3%	1.9%	129,824	▲ 26.5%	1.0%
10年度	105,199	698.7%	1.7%	67,334	9.5%	2.3%	42,770	▲ 22.5%	1.6%	215,303	65.8%	1.9%
11年度	133,947	27.3%	2.1%	52,764	▲ 21.6%	1.7%	25,693	▲ 39.9%	1.0%	212,404	▲ 1.3%	1.8%
12年度	134,311	0.3%	2.0%	11,894	▲ 77.5%	0.4%	31,755	23.6%	1.2%	177,960	▲ 16.2%	1.4%

- ・ 経常利益は「大手」では前期比で3期連続の増加、「中堅」は3期ぶりに増加に転じた一方で、「準大手」は2期連続の減少となった。「大手」は5社中4社が増加、「準大手」は9社中5社が増加、「中堅」は25社中13社が増加した。
- ・ 円安の進行に伴い為替差損益¹²が改善し、為替差益は総計で約175億円(前期比約240億円の改善)となり経常利益の押し上げに寄与した。「大手」では約115億円の差益計上(前期比約150億円改善)、「準大手」では約39億円(約59億円改善)、「中堅」では約22億円(同約32億円改善)の差益計上となった。

(7) 特別利益・特別損失

特別利益・特別損失(連結)

(単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
	11年度	12年度	11年度	12年度	11年度	12年度	11年度	12年度
特別利益	22,154	41,932	3,750	3,984	6,195	6,768	32,099	52,684
主な内訳								
投資有価証券売却益	16,434	14,830	1,130	2,606	596	1,075	18,160	18,511
固定資産売却益	3,248	26,375	1,217	473	3,119	4,717	7,584	31,565
特別損失	70,135	30,964	15,472	18,860	10,729	11,469	96,336	61,293
主な内訳								
投資有価証券評価損・売却損	19,012	9,106	4,750	3,211	1,462	1,381	25,224	13,698
減損損失	37,760	7,142	5,114	2,182	1,927	3,062	44,801	12,386
固定資産売却・除却損	896	2,571	1,360	431	704	983	2,960	3,985
開発・関連事業損失(含む引当)	1,569	5,335	0	9,185	0	0	1,569	14,520
貸倒損失・引当金繰入	0	0	272	276	6	0	278	276
割増退職金	0	0	40	401	268	896	308	1,297
退職金制度改定関連損	698	0	290	0	785	159	1,773	159
震災関連費用	899	0	546	0	877	0	2,322	0

(注)上記の特別利益・損失の内訳は各社の分類によるものであり、上記項目に該当するものでも会社によっては「その他」等に計上し、ここに挙がらない点には留意が必要である。

- ・ 特別利益は、一部企業で固定資産の売却により、大きな売却益を計上するケースが見られた。

¹² 為替差損益は、為替差益 - 為替差損で算定。今回本文中での「差益」の表現は、この損益差額のプラス額を指す。ただしこの計上は各社の分類によるものであり、為替差損益に該当するものでも会社によっては「その他」等に計上し、ここに挙がらない点には留意が必要である。決算短信に為替差益ないしは為替差損の金額記載のあった「大手」4社、「準大手」7社、「中堅」16社を集計した。

- ・ 特別損失は、「大手」・「準大手」で不動産事業を含めた関連事業の損失引当や整理損失を大きく計上する企業が複数あった。また株式市況の好転により、投資有価証券評価損・売却損は前期比▲約 115 億円と大きく減少している。
- ・ 減損損失は大幅に減少し、総計で約 324 億円減少した。

(8) 当期純利益

当期純利益(連結)

(単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
	当期純利益	当期純利益率	当期純利益	当期純利益率	当期純利益	当期純利益率	当期純利益	当期純利益率
08年度	▲ 5,256	▲ 0.1%	▲ 13,774	▲ 0.4%	▲ 22,595	▲ 0.7%	▲ 41,625	▲ 0.3%
09年度	▲ 13,912	▲ 0.2%	▲ 8,306	▲ 0.3%	17,542	0.6%	▲ 4,676	▲ 0.0%
10年度	68,351	1.1%	29,596	1.0%	9,538	0.4%	107,485	0.9%
11年度	13,859	0.2%	11,160	0.4%	4,591	0.2%	29,610	0.2%
12年度	68,697	1.0%	▲ 37,122	▲ 1.1%	10,954	0.4%	42,529	0.3%

- ・ 当期純利益については、総計では前期比で 2 期ぶりの増加となった。
- ・ 「大手」は経常利益がほぼ横ばいであった中で、特別損益の改善が寄与し増加した。「中堅」は経常利益の増加が寄与し増加となった一方、一部企業で税金費用が高水準となった「準大手」のみ減少し、赤字に転落した。
- ・ 当期純利益が増加したのは、「大手」は全 5 社、「準大手」は 9 社中 5 社、「中堅」は 25 社中 13 社であり、当期純損失を計上したのは、「準大手」では当期純利益が減少した全 4 社、「中堅」では 7 社となった。

(9) 有利子負債

有利子負債(連結)

(単位:百万円)

	大手			準大手			中堅			総計		
	有利子負債		回転期間	有利子負債		回転期間	有利子負債		回転期間	有利子負債		回転期間
	残高	増減		残高	増減		残高	増減		残高	増減	
08年度	1,971,467	223,550	2.80	701,805	122,456	2.40	606,035	31,815	2.26	3,279,307	377,821	2.59
09年度	2,114,185	142,718	3.53	641,779	▲ 60,026	2.41	525,758	▲ 80,277	2.19	3,281,722	2,415	2.97
10年度	1,904,126	▲ 210,059	3.79	582,879	▲ 58,900	2.41	449,361	▲ 76,397	2.06	2,936,366	▲ 345,356	3.05
11年度	1,792,269	▲ 111,857	3.39	556,487	▲ 26,392	2.17	407,220	▲ 42,141	1.95	2,755,976	▲ 180,390	2.78
12年度	1,679,429	▲ 112,840	2.98	517,265	▲ 39,222	1.91	387,447	▲ 19,773	1.77	2,584,141	▲ 171,835	2.45

(注)有利子負債回転期間=有利子負債÷(売上高÷12)にて算出)

- ・ 余剰 CF により有利子負債を圧縮する動きが続き、有利子負債は総計で前期比 3 期連続で減少し、約 1,718 億円の減少となった。前期末に有利子負債残高のあった全 35 社中 25 社で減少した。
- ・ 減少したのは「大手」では 5 社全社、「準大手」では 9 社中 7 社であったが、「中堅」では 21 社中 13 社であり、7 社は有利子負債を増加させている。
- ・ 有利子負債が増加した全階層計 9 社を見ると、それぞれ営業 CF の赤字補填、賃貸用不動産の取得、手元現預金の積増しに充当されていると見ることができる。

(10) 自己資本比率・デットエクイティレシオ

自己資本比率(連結)

(単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
	比率	増減(P)	比率	増減(P)	比率	増減(P)	比率	増減(P)
08年度	17.3%	▲ 3.7	23.9%	▲ 1.4	24.9%	▲ 0.7	20.3%	▲ 2.6
09年度	20.2%	2.9	28.0%	4.1	29.4%	4.4	23.8%	3.5
10年度	21.5%	1.3	29.8%	1.8	30.8%	1.4	25.3%	1.5
11年度	21.1%	▲ 0.4	28.6%	▲ 1.2	31.5%	0.7	24.8%	▲ 0.4
12年度	23.9%	2.8	28.4%	▲ 0.2	31.9%	0.4	26.5%	1.6

(注)自己資本比率=自己資本÷総資産で算出。

D/Eレシオ(連結)

(単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
	比率	増減(P)	比率	増減(P)	比率	増減(P)	比率	増減(P)
08年度	1.34	0.39	0.87	0.25	0.83	0.12	1.09	0.28
09年度	1.38	0.04	0.77	▲ 0.10	0.70	▲ 0.13	1.06	▲ 0.04
10年度	1.28	▲ 0.11	0.69	▲ 0.07	0.61	▲ 0.09	0.96	▲ 0.10
11年度	1.20	▲ 0.08	0.66	▲ 0.03	0.55	▲ 0.06	0.89	▲ 0.06
12年度	0.96	▲ 0.24	0.61	▲ 0.05	0.50	▲ 0.05	0.77	▲ 0.13

(注)D/Eレシオ=有利子負債÷自己資本で算出。

- ・ 自己資本比率は当期純損失を計上した「準大手」では低下したが、「大手」・「中堅」は改善した。
- ・ 有利子負債の圧縮等により全階層で D/E レシオは低下を続け、「大手」でも 1.0 を下回った。

(11) キャッシュフロー

(単位:百万円)

営業CF(連結)	大手	準大手	中堅	総計
08年度	▲ 134,617	▲ 75,977	▲ 3,473	▲ 214,067
09年度	85,748	131,086	119,978	336,812
10年度	373,646	128,214	91,516	593,376
11年度	319,035	83,671	61,471	464,177
12年度	198,791	93,882	59,228	351,901

投資CF(連結)	大手	準大手	中堅	総計
08年度	▲ 71,784	▲ 19,654	10,769	▲ 80,669
09年度	▲ 23,854	5,783	▲ 20,730	▲ 38,801
10年度	▲ 63,398	▲ 26,113	22,735	▲ 66,776
11年度	▲ 84,386	▲ 26,849	▲ 14,605	▲ 125,840
12年度	▲ 36,158	▲ 28,048	▲ 5,726	▲ 69,932

財務CF(連結)	大手	準大手	中堅	総計
08年度	385,471	79,512	31,771	496,754
09年度	▲ 95,964	▲ 89,026	▲ 100,507	▲ 285,497
10年度	▲ 222,581	▲ 66,437	▲ 86,736	▲ 375,754
11年度	▲ 176,726	▲ 40,993	▲ 53,333	▲ 271,052
12年度	▲ 153,993	▲ 55,211	▲ 32,227	▲ 241,431

- ・ 投資 CF は「大手」・「中堅」でマイナス額が縮小する一方で、「準大手」ではマイナス幅が拡大している。投資 CF のマイナスが大きい企業の中には、機械設備への投資に加え賃貸不動産取得等不動産事業へ積極的に投資する動きが見られた。

4. 参考資料

●受注高(合計:単体)増加率 (単位:社)

	減少		増加		合計
	10%以上	0%以上10%未満	0%以上10%未満	10%以上	
大手	0	3	2	0	5
準大手	1	4	3	1	9
中堅	1	2	10	12	25
総計	2	9	15	13	39

●受注高(建築:単体)増加率 (単位:社)

	減少		増加		合計
	10%以上	0%以上10%未満	0%以上10%未満	10%以上	
大手	0	1	4	0	5
準大手	1	1	4	3	9
中堅	3	3	8	8	22
総計	4	5	16	11	36

●受注高(土木:単体)増加率 (単位:社)

	減少		増加		合計
	10%以上	0%以上10%未満	0%以上10%未満	10%以上	
大手	2	0	2	1	5
準大手	4	2	0	3	9
中堅	2	1	7	13	23
総計	8	3	9	17	37

●次期線越高(合計:単体)増加率 (単位:社)

	減少		増加		合計
	10%以上	0%以上10%未満	0%以上10%未満	10%以上	
大手	0	4	1	0	5
準大手	1	3	3	2	9
中堅	1	8	7	8	24
総計	2	15	11	10	38

●次期線越高(建築:単体)増加率 (単位:社)

	減少		増加		合計
	10%以上	0%以上10%未満	0%以上10%未満	10%以上	
大手	0	2	3	0	5
準大手	2	2	2	3	9
中堅	2	9	3	8	22
総計	4	13	8	11	36

●次期線越高(土木:単体)増加率 (単位:社)

	減少		増加		合計
	10%以上	0%以上10%未満	0%以上10%未満	10%以上	
大手	1	1	3	0	5
準大手	2	3	3	1	9
中堅	3	3	6	11	23
総計	6	7	12	12	37

●売上高増加率(連結) (単位:社)

	減少		増加		合計
	10%以上	0%以上10%未満	0%以上10%未満	10%以上	
大手	0	0	4	1	5
準大手	0	1	6	2	9
中堅	2	5	11	7	25
総計	2	6	21	10	39

●売上総利益(連結) (単位:社)

	利益減少		利益増加		合計
	利益率低下	利益率上昇	利益率低下	利益率上昇	
大手	4	0	1	0	5
準大手	5	0	2	2	9
中堅	14	0	5	6	25
総計	23	0	8	8	39

●有利子負債(連結) (単位:社)

	ゼロで不変	減少	横ばい	増加	合計
	大手	0	5	0	
準大手	0	7	0	2	9
中堅	4	13	1	7	25
総計	4	25	1	9	39

●次期線越高(合計:単体) (単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
10年度	6,070,403		2,716,507		2,043,094		10,830,004	
11年度	6,151,028	▲1.3%	2,730,678	0.5%	1,973,631	▲3.4%	10,855,337	0.2%
12年度	6,098,851	▲0.8%	2,652,834	▲2.9%	2,041,194	3.4%	10,792,879	▲0.6%

●次期線越高(建築:単体) (単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
10年度	4,597,090		1,764,264		1,157,879		7,519,233	
11年度	4,570,384	▲0.6%	1,708,783	▲3.1%	1,067,650	▲7.8%	7,346,817	▲2.3%
12年度	4,552,761	▲0.4%	1,647,943	▲3.6%	1,070,132	0.2%	7,270,836	▲1.0%

●次期線越高(土木:単体) (単位:百万円)

	大手		準大手		中堅		総計	
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
10年度	1,381,142		940,109		841,057		3,162,308	
11年度	1,507,223	9.1%	1,010,736	7.5%	867,325	3.1%	3,385,284	7.1%
12年度	1,488,717	▲1.2%	993,132	▲1.7%	931,747	7.4%	3,413,596	0.8%

●営業利益(連結) (単位:社)

	減少	増加	合計
	大手	4(1)	1
準大手	5(3)	4	9(3)
中堅	14(3)	11(1)	25(4)
総計	23(7)	16(1)	39(8)

※ カッコ内は営業赤字

●経常利益(連結) (単位:社)

	減少	増加	合計
	大手	1	4
準大手	4(2)	5	9(2)
中堅	12(4)	13(1)	25(5)
総計	17(6)	22(1)	39(7)

※ カッコ内は経常赤字

●当期純利益(連結) (単位:社)

	減少	増加	合計
	大手	0	5
準大手	4(4)	5	9(4)
中堅	12(6)	13(1)	25(7)
総計	16(10)	23(1)	39(11)

※ カッコ内は当期赤字

●完成工事利益率(合計:単体) (単位:社)

	2012年度実績			2013年度予想		
	低下	上昇	合計	低下	上昇	合計
	大手	5	0	5	1	4
準大手	7	2	9	1	7	8
中堅	19	6	25	1	7	8
総計	31	8	39	3	18	21

●完成工事利益率(建築:単体) (単位:社)

	2012年度実績			2013年度予想		
	低下	上昇	合計	低下	上昇	合計
	大手	4	0	4	2	2
準大手	6	1	7	0	7	7
中堅	12	3	15	0	8	8
総計	22	4	26	2	17	19

●完成工事利益率(土木:単体) (単位:社)

	2012年度実績			2013年度予想		
	低下	上昇	合計	低下	上昇	合計
	大手	3	1	4	2	2
準大手	6	1	7	1	6	7
中堅	10	6	16	4	4	8
総計	19	8	27	7	12	19

(担当: 研究員 海老澤 剛、中島 慎吾、中森 雄也、浦辺 隆弘、林田 宏大)

IV. 建設関連産業の動向 —左官工事業—

今月の建設関連産業の動向は、建設業許可 28 業種の 1 つである左官工事業についてレポートします。

1. 左官工事業の概要

左官工事業は、建設業許可 28 業種の 1 つであり、「建設業法第 2 条第 1 項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」（昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号）によれば、「工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事」と定義されている。具体的には、左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事等が含まれる。

左官工事業は、歴史が古く、伝統ある業種である。「左官」は、平安時代において、宮中の土木工事部門へ属（さかん）し、出入りが許されていたことに由来すると言われる。また、「左官」という職名は、慶長 10 年（1605 年）の「宇都宮大名人御建立御勘定目録」が初見であり、それまでは泥工、壁塗りなどと称されていた。

我が国の戦後の住宅建設においては、火災に強い建物が求められたこともあり、モルタル工法が普及した。しかし、乾燥するまでに時間がかかり、工期が長期化するため、施工の合理化及び経済的要求の流れに一致せず、現在では、外壁仕上げ材にサイディングボード、内壁仕上げ材には壁紙、特にビニールクロスのような乾式工法が主流となっている。このように施工の合理化等の流れの中で、左官工事分野は減少している。

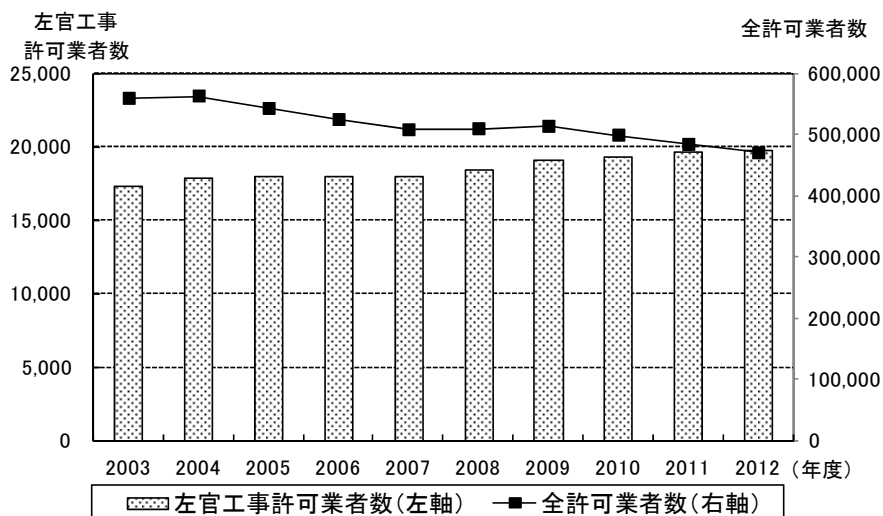
一方で、近年、住宅の高気密・高断熱化が進展する中、化学物質過敏症等のアレルギー症状の原因となり得る住宅の室内化学物質による汚染問題がクローズアップされており、健康的な左官仕上げに対する関心が高まっている。

2. 許可業者数の推移

図 4-1 は、左官工事業の許可業者数の推移を示したものである。近年、許可業者数は、増加基調で推移している。2012 年度末時点の許可業者数は 19,768 社であり、2003 年度末時点（17,264 社）から約 14.5%も増加している。こうした許可業者数の増加の要因としては、昨今のリニューアル、リフォーム工事の増加等が考えられる。

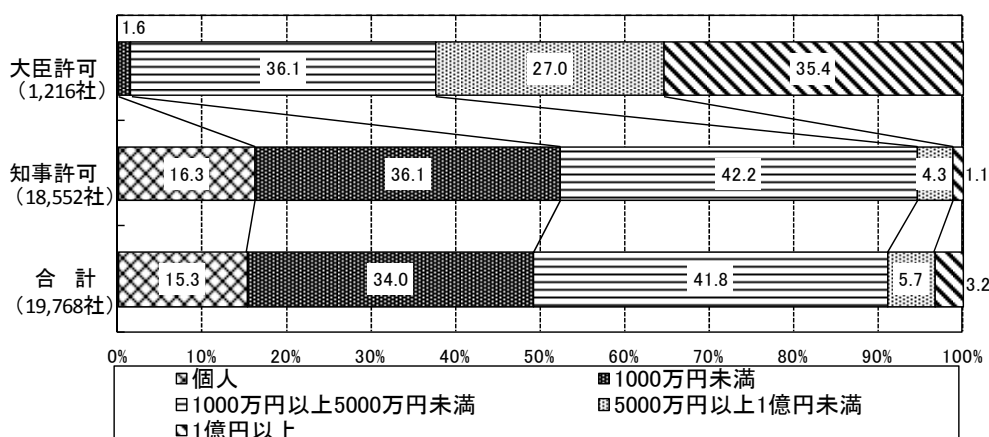
また、図表 4-2 の通り、資本金階層別にみると、左官工事業者は資本金 1,000 万円以上 5,000 万円未満の階層が 41.8%を占め最も大きな階層となっている。

図 4-1 許可業者数の推移（左官工事業）



(注) 許可業者数は各年度末時点の数字である。
 (出典) 国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について」

図 4-2 資本金別許可業者の割合

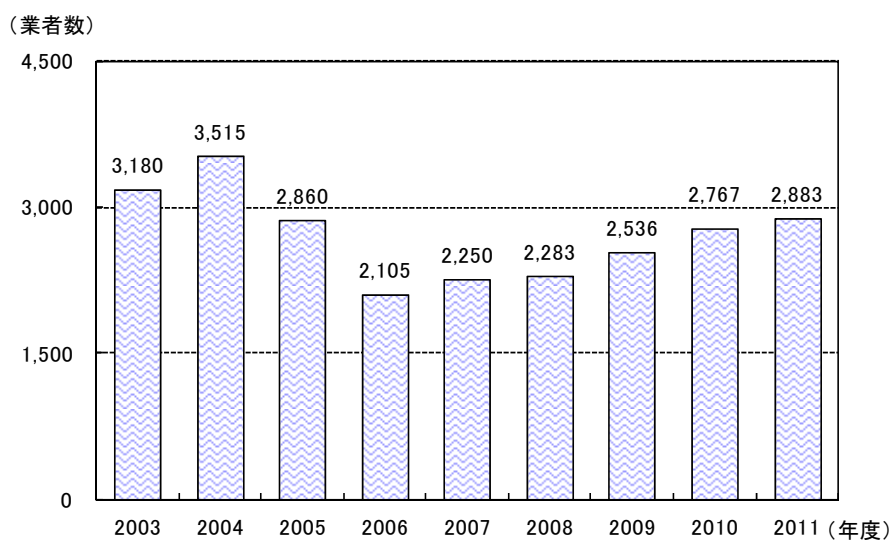


(出典) 国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について」

なお、許可業者数は、必ずしも市場におけるプレーヤー数を表しているわけではない。図 4-3 は、「建設工事施工統計調査（国土交通省）」で公表されている、建設業許可を受け、かつ、年間の工事実績がある左官工事業の業者数¹³（以下、「工事実績業者数」という。）の推移を示したものである。当該調査結果によると、工事実績業者数は 2007 年度以降、増加基調にあり、2011 年度末には 2005 年度末時点の 2,860 社を超え、2,883 社となっている。図 4-1 と比較すると許可業者数との間に大きな乖離がある。

¹³ 「建設工事施工統計調査」は、建設業法に基づく許可を有する約 51 万建設業者より約 11 万業者をサンプリングし、調査票に建設活動実績の記入があった業者の数値を集計したものであり、調査票未提出の業者については、施工実績がなかったものとして扱っている。

図 4-3 工事实績業者数の推移（左官工事業）



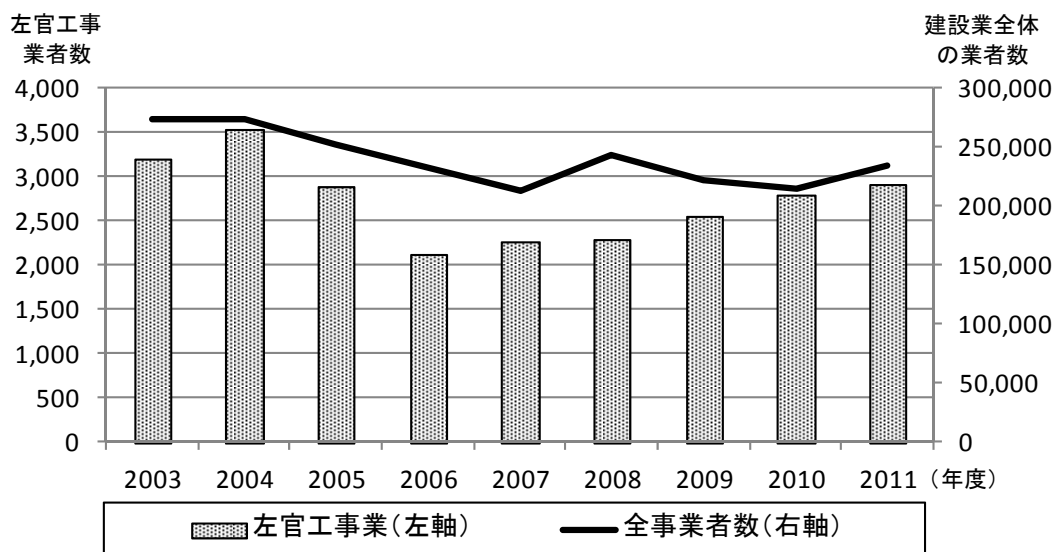
(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

3. 就業者数の推移

図 4-4 は、左官工事業の就業者数（以下、「就業者数」という。）の推移を示したものである。2007 年度以降、増加基調で推移している。

なお、就業者数の推移は、図 4-3 で示した工事实績業者数の推移と概ね同様の基調を示している。

図 4-4 就業者数の推移（左官工事業）

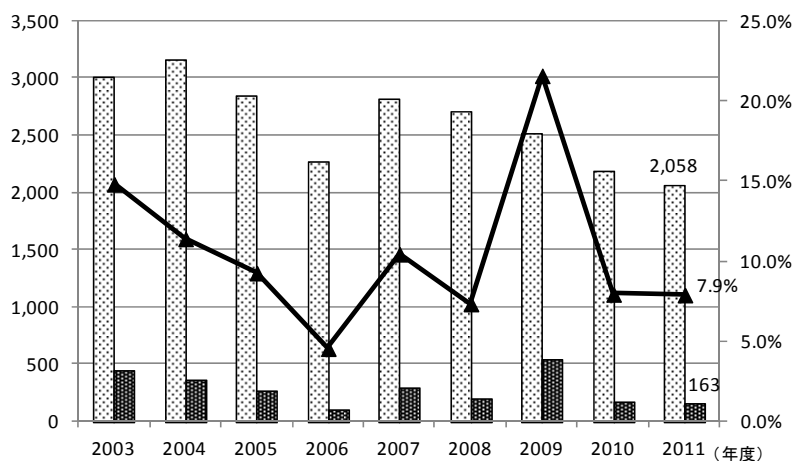


(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

4. 完成工事高の推移

図 4-5 は左官工事業の完成工事高、元請完成工事高、元請比率の 2003 年度以降の推移を表したものである。2011 年度の完成工事高は、2,058 億円で 2008 年度以降、減少基調が続いている。元請比率については、2011 年度は 7.9% となっており、職別工事業の 2011 年度元請比率が 27.1% となっているので、職別工事業の中でも低水準にあることがわかる。

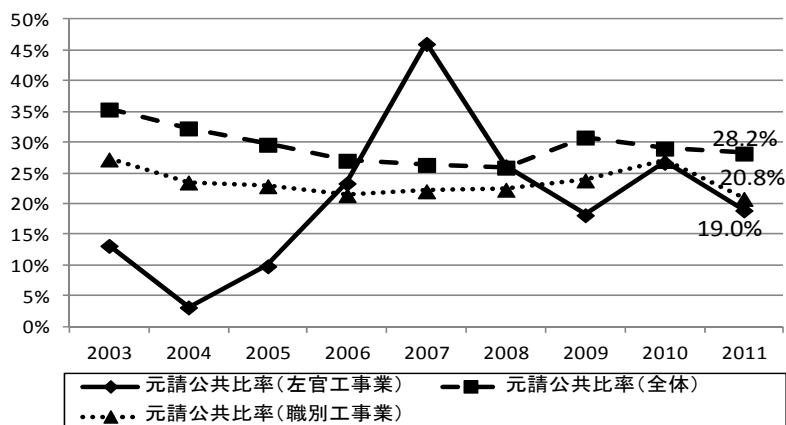
図 4-5 左官工事業の完成工事高、元請完成工事高、元請比率の推移
(億円)



(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

次に、図 4-6 の通り、元請完成工事高のうち、公共が占める割合（公共比率）の推移をみると、年度により変動はあるものの¹⁴、左官工事業は建設業全体や職別工事業と比較して概ね低い水準にあることがわかる。

図 4-6 左官工事業の公共比率の推移



(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

¹⁴ 国土交通省の「建設工事施工統計調査」は、標本抽出調査のため、例えば調査結果の業種を絞ると、調査企業数が少なくなり、年度により変動が大きくなることもある。

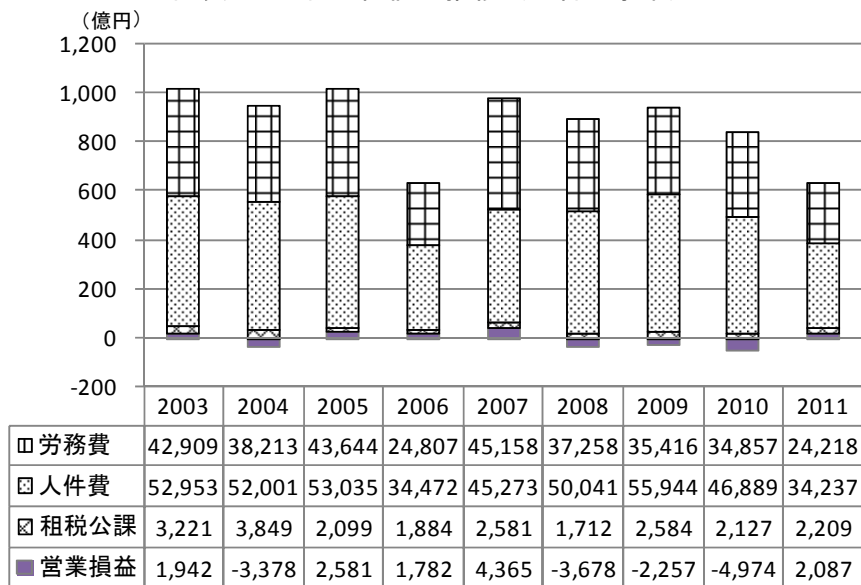
5. 付加価値の推移

図表 4-7 は左官工事業の付加価値の推移をみたものである。

左官工事業の付加価値も、完成工事高と同様、減少基調にある。付加価値の70%強は人件費となっており、この点は総合工事業と変わらない。

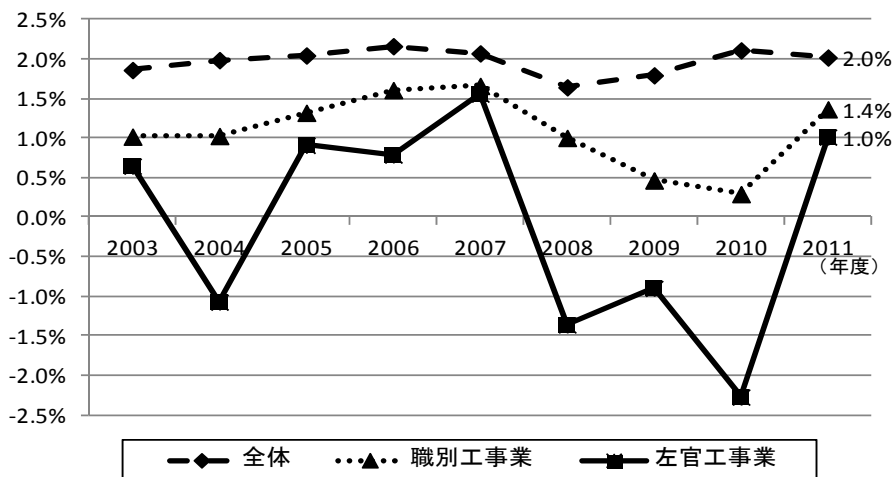
営業損益では2008年度以降、3年連続で営業赤字であったが、2011年度に営業黒字に転じている。図表 4-8 の通り、左官工事業の営業損益は全体や職別工事業と比較して、低水準となっており、2011年度に回復の兆しはあるものの、収益環境は厳しい状況が続いている。

図表 4-7 付加価値の推移（左官工事業）



(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

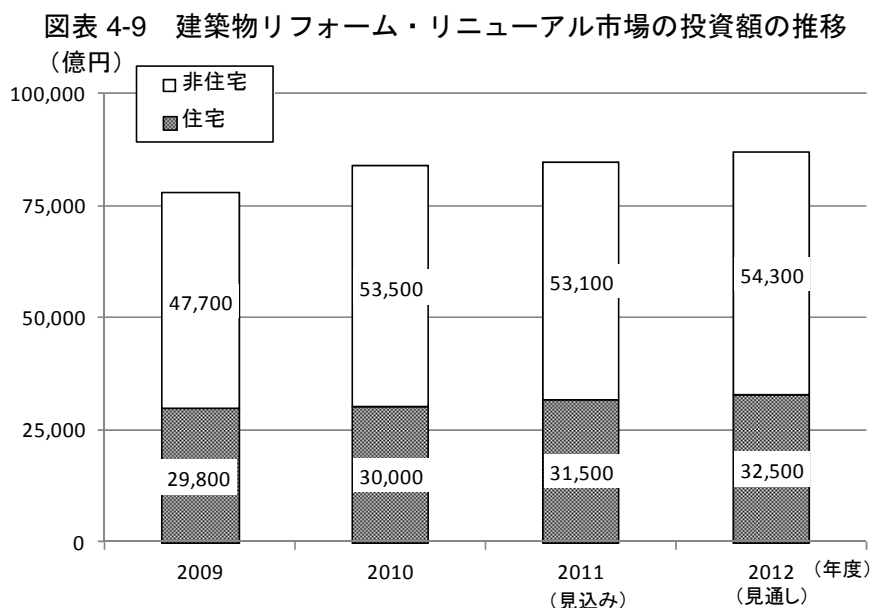
図表 4-8 付加価値の推移（左官工事業）



(出典) 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

6. 今後の展望

左官工事業の市場が減少基調となっている中で注目されるのは、リフォーム・リニューアル市場である。図表 4-9 の通り、建築物リフォーム・リニューアル市場¹⁵の投資額は、年々増加しており、2012 年度は、8 兆 6,800 億円（住宅 37.4%、非住宅 62.6%）となる見通しである。建設投資額¹⁶のうち、建築投資額にリフォーム・リニューアル投資（増築、改築等の重複分を除く）を加えた 2012 年度の建築投資の総計では、29 兆 7,200 億円程度となる見通しである。



(出典) 国土交通省「平成 24 年度建設投資見通し」

リフォーム・リニューアルの工事受注件数の推移を目的別にみると、図表 4-10 の通り、60.0%を超える「劣化や壊れた部位の更新・修繕」を除いて比較すると、概ね増加で推移しているのは、「省エネルギー対策」「耐震性向上」であり、国民の防災意識の向上や国の省エネルギー対策の動向を踏まえると今後も増加が期待できる。

また、図表 4-11 の通り、工事部位別の受注件数の推移をみると、「外壁」は割合で見ると 12.0%前後で推移しているものの、受注件数で見ると減少基調となっている。増加基調にあるのは「基礎躯体」「屋根工事」であり、耐震・省エネルギーに対応した受注が増加したものと思われる。

¹⁵ 「リフォーム・リニューアル」とは、既存建築物の増築、一部改築、改装のことであり、劣化等の維持・

修繕に加え、従前の建築物の機能を高めるものを含む

¹⁶ (一財)建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し」2013年4月22日

図表 4-10 目的別建築物リフォーム・リニューアル工事受注件数（全数推定，複数回答）

	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
計	5,810,002	100.0%	5,151,320	100.0%	5,769,737	100.0%	5,337,668	100.0%
劣化や壊れた部位の更新・修繕	3,633,263	62.5%	3,194,323	62.0%	3,649,896	63.3%	3,349,021	62.7%
省エネルギー対策	332,356	5.7%	400,129	7.8%	499,138	8.7%	481,210	9.0%
高齢者・身体障害者対応	303,350	5.2%	285,496	5.5%	275,300	4.8%	282,960	5.3%
防災・防犯・安全性向上	335,431	5.8%	256,449	5.0%	290,472	5.0%	223,405	4.2%
用途変更	109,006	1.9%	99,393	1.9%	91,401	1.6%	71,351	1.3%
耐震性向上	155,683	2.7%	129,609	2.5%	146,447	2.5%	180,464	3.4%
屋上緑化，壁面緑化	11,007	0.2%	9,417	0.2%	5,348	0.1%	7,791	0.1%
アスベスト対策	20,992	0.4%	13,250	0.3%	9,819	0.2%	12,847	0.2%
その他	816,974	14.1%	659,359	12.8%	674,686	11.7%	613,671	11.5%
不明	91,941	1.6%	103,895	2.0%	127,229	2.2%	114,948	2.2%

（出典）国土交通省「建築物リフォーム・リニューアル調査報告」

図表 4-11 工事部位別建築物リフォーム・リニューアル工事受注件数（全数推定，複数回答）

	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
合計	7,651,993	100.0%	6,693,971	100.0%	7,592,304	100.0%	7,010,835	100.0%
建築	4,632,666	60.5%	4,079,235	60.9%	4,612,342	60.8%	4,243,733	60.5%
基礎躯体	209,587	2.7%	201,027	3.0%	204,973	2.7%	215,912	3.1%
屋根屋上	676,396	8.8%	622,640	9.3%	701,802	9.2%	691,916	9.9%
外壁	913,620	11.9%	770,409	11.5%	890,393	11.7%	848,569	12.1%
内装	1,558,431	20.4%	1,375,690	20.6%	1,569,542	20.7%	1,404,906	20.0%
建具	758,397	9.9%	690,519	10.3%	814,735	10.7%	705,689	10.1%
その他建築	516,235	6.7%	418,951	6.3%	430,897	5.7%	376,741	5.4%
設備	2,715,151	35.5%	2,344,855	35.0%	2,666,695	35.1%	2,510,360	35.8%
外構	183,998	2.4%	151,240	2.3%	172,608	2.3%	145,620	2.1%
その他	100,572	1.3%	73,520	1.1%	89,706	1.2%	76,301	1.1%
不明	19,606	0.3%	45,121	0.7%	50,952	0.7%	34,821	0.5%

（出典）国土交通省「建築物リフォーム・リニューアル調査報告」

左官工事業は、プラス面では許可業者数、就業者数が増加し、営業損益が2011年度に回復の兆しがみえているものの、一方でマイナス面としては、完成工事高が年々減少し、厳しい事業環境となっている。その中でもリフォーム・リニューアル市場は拡大が見込まれる。左官工事は既存ストックに新たな機能・価値を付加することが可能で、なおかつ既存の外壁を壊さず、産廃物を出さないことも可能にするので環境にやさしい。リフォーム・リニューアル市場で増加が見込まれる耐震・省エネルギーといった面においても、左官工事の伝統技術等が重要な役割を果たしていくものと思われる。

今後も、厳しい事業環境にあるものの、就業者数の増加を改善の兆しと捉え、左官の伝統技術の伝承などによって、技能者の育成を図り、ますます活躍の場を広げ、快適な生活空間の創造の担い手となることが期待される。

（担当：研究員 中島 慎吾）

編集後記

月刊情報誌『日経トレンドィ』が選ぶ「2013年上半期ヒット商品ベスト30」が3日、都内で発表され、第1位に「アベノミクス消費」が選ばれた。4位にランクインした林修氏の決めゼリフ「今でしょ!」は、CMに起用されるほどのブームとなっている。そのような中、今回の編集後記では13位にランクインした「出雲・伊勢」に注目したい。

60年ぶりとなる出雲大社（出雲市大社町）の平成の大遷宮「本殿遷座祭」と、20年に1度の伊勢神宮（三重県伊勢市）の式年遷宮。今年、重なった二大神事にあやかろうと多くの観光客が現地に足を運んでいるようだ。パワースポット好きの筆者もその例外ではなく、昨年の伊勢に引き続き今年はお出雲を訪れた。特に縁結びの神様で有名な出雲での祈りは大国主命（オオクニヌシノミコト）に届いていると信じたい……。

さて、寺社仏閣を始めとする伝統建築は宮大工に代表される匠の技に支えられ、脈々と受け継がれてきたが、宮大工の減少に伴い、技術の伝承が難しくなっている現状がある。かつて宮大工は全国に数100人という規模で存在していたが、高齢化も進み、現在50人前後に減少してしまっている。「伝統建築学科」を持つ教育機関も存在しているが、厳しい修行の中で技術を伝承しようという若者が少ないのが現状のようだ。

法輪寺三重塔、薬師寺金堂、西塔などの復元を行い「最後の宮大工」と呼ばれた宮大工棟梁、西岡常一（にしおか つねかず）はこのような言葉を残している。

『棟梁というものは何かいいましたら、「棟梁は木の癖を見抜いて、それを適材適所に使う」ことやね。建築は大勢の人間が寄らんとできんわな。そのためにも「木を組むには人の心を組め」というのが、まず棟梁の役割ですな。職人が50人おったら50人が私と同じ気持ちになってもらわんと建物はできません。』

労働集約型産業だからこそ大勢の「人の心」が結束し、1つのモノを造ることの重要性を説くこの言葉に業界関係者として身が引き締まる思いである。

現在、国宝・重要文化財に指定されている建造物は寺社仏閣も含め4,526棟あり、これだけの古建築が残っている国は日本をおいて他にはない。建設業若年就労者数の減少が叫ばれる中、その大切な文化財を守り続けるために、先人から受け継いだ技術を後世に伝える「後継者育成」が重要な課題となってきている。

（担当：研究員 浦辺 隆弘）